# ５　環境経済委員会関係

環　　境　　部
商　　工　　部
文　化　観　光　部
水　産　農　林　部
総　合　事　務　所

# 環　境　保　全

## 1　長崎市環境基本計画

本市では、長崎市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 12 年 3 月に「長崎市環境基本計画」を策定、平成 23 年 2 月（平成 29 年 2 月改訂）に「長崎市第二次環境基本計画」を策定した。

(1)　計画の位置付け

ア　長崎市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けた計画

イ　長崎市総合計画を環境の面から補完する計画

ウ　市、市民、事業者の環境の保全及び創造に関する行動の指針

(2)　計画の期間

第二次環境基本計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 10 年間で、原則として計画策定後 5 年をめどに見直すとともに、必要に応じて見直すことで、本市の環境や社会情勢の変化等に柔軟に対応する。（平成 29 年 2 月改訂）

(3)　計画の目標

ア　めざす環境像（21 世紀半ばを展望し設定）

**「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」**

～環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして～

イ　基本目標

・良好で安全な環境のもと、健やかに暮らせるまち……**〔生活環境〕**

・限りあるものを健全に循環させ、資源を大切にするまち……**〔循環型社会〕**

・豊かな自然と共生し、身近に自然を感じられるまち……**〔自然環境〕**

・人と環境にやさしく、歴史と文化あふれるまち……**〔都市環境〕**

・美しく平和な地球を守るため、自ら考え行動するまち……**〔地球環境〕**

ウ　個別目標

基本目標の分野ごとに環境項目の個別目標を設定している。

例）　基本目標（生活環境）― 環境項目（大気・悪臭）― 個別目標（さわやかで澄んだ空気を守ります）

(4)　計画の推進体制と進行管理

ア　庁内に市長を委員長とする「長崎市環境基本計画推進会議」を設置

イ　市民・事業者・市の三者による計画の進捗状況の点検

ウ　長崎市環境白書（年次報告書）の作成及び公表

## 2　長崎市地球温暖化対策実行計画（平成 21 年 3 月策定）

(1)　計画策定の目的

本市では、地域特性に応じた温室効果ガスの排出削減等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 21 年 3 月（平成 29 年 2 月改訂）に「長崎市地球温暖

化対策実行計画」を策定した。

また、平成 25 年 3 月に「長崎市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」及び「同計画【事務事業編】」（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）として整理を行い、市民、事業者、行政が一体となって取組みを推進している。

(2)　計画の位置付け

ア　地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地球温暖化対策に関する地方公共団体実行計画

イ　長崎市第二次環境基本計画に基づく地球温暖化対策に関する個別計画

(3)　計画の期間及び目標

計画期間は、2030 年度（令和 12 年度）までとし、温室効果ガス削減目標は、長期目標を 2050 年度（令和 32 年度）までに 2007 年度（平成 19 年度）比 80%削減、その達成に向けた中期目標を 2030 年度（令和 12 年度）までに 2007 年度（平成 19 年度）比 43%削減することとしている。

(4)　温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制する緩和策

ア　まち歩きを楽しめる低炭素な都市の形成

イ　環境にやさしいエネルギーの活用と環境関連産業の活性化

ウ　省資源・循環型のまちづくり

エ　日常生活や事業活動の低炭素化への転換

(5) 気候変動の影響に対する適応策

既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策

(6)　計画の推進体制と進行管理

市域全体の排出削減を推進するために、「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置し、施策の推進及び進捗状況、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出状況の把握、評価を行い、年次報告書を作成し、公表する。

(7)　重点アクションプログラムの策定

長崎市地球温暖化対策実行計画を具体的に推進するため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に重点的かつ横断的に取り組むべき重点アクション（実施計画）を設定し、平成 28 年 3 月（平成 29 年 3 月改訂）に策定した。

## 3　公害の概況と監視体制

(1)　公害苦情の発生状況

本市における公害関係の苦情は、環境基本法をはじめ関係法令の整備、公害対策の進展とあわせて本市の基幹産業である大型機械製造業等重工業を中心とした関連企業の経済活動の停滞などもあって、バブル崩壊以降、全般的に減少の傾向を示していたが、近年は都市・生活型の公害の増加のため、ほぼ横ばいとなっている。平成 30 年度における発生率についてみると、騒音 42.5%、水質汚濁 20.9%、悪臭 25.5%などとなっている。

過去10年間の苦情発生件数（年度別・種類別）

| 種類＼年度 | | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 典型7公害 | 騒音 | 42<br>(46.7) | 51<br>(53.7) | 49<br>(38.0) | 68<br>(42.5) | 59<br>(42.8) | 48<br>(40.3) | 56<br>(38.6) | 55<br>(37.7) | 61<br>(42.1) | 65<br>(42.5) |
| | 振動 | 1<br>(1.1) | 0<br>( 0) | 1<br>(0.8) | 2<br>(1.2) | 2<br>(1.5) | 0<br>( 0) | 1<br>(0.7) | 3<br>(2.0) | 4<br>(2.7) | 6<br>(3.9) |
| | 水質汚濁 | 21<br>(23.3) | 13<br>(13.7) | 39<br>(30.2) | 31<br>(19.4) | 31<br>(22.4) | 36<br>(30.3) | 36<br>(24.8) | 29<br>(19.9) | 28<br>(19.3) | 32<br>(20.9) |
| | 大気汚染 | 7<br>(7.8) | 6<br>(6.3) | 12<br>(9.3) | 15<br>(9.4) | 10<br>(7.2) | 7<br>(5.9) | 10<br>(6.9) | 13<br>(8.9) | 9<br>(6.2) | 10<br>(6.5) |
| | 悪臭 | 19<br>(21.1) | 25<br>(26.3) | 28<br>(21.7) | 43<br>(26.9) | 34<br>(24.6) | 27<br>(22.7) | 41<br>(28.3) | 45<br>(30.8) | 41<br>(28.3) | 39<br>(25.5) |
| | 土壌汚染 | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 1<br>(0.6) | 2<br>(1.5) | 1<br>(0.8) | 1<br>(0.7) | 1<br>(0.7) | 1<br>(0.7) | 1<br>(0.7) |
| | 地盤沈下 | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 0<br>( 0) | 1<br>(0.7) | 0<br>( 0) |
| | 計 | 90<br>(100) | 95<br>(100) | 129<br>(100) | 160<br>(100) | 138<br>(100) | 119<br>(100) | 145<br>(100) | 146<br>(100) | 145<br>(100) | 153<br>(100) |
| その他 | | 0 | 0 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 | 5 | 0 | 2 |
| 合計 | | 90 | 95 | 131 | 165 | 139 | 120 | 147 | 151 | 145 | 155 |

※　（　）内はパーセント（典型7公害の計に対する割合）

(2)　公害の現況

近年、事業活動に伴う産業公害と併せ、近隣騒音など都市型の公害も発生しており、その発生源は身近で広範囲なものとなっている。

(3)　監視体制

ア　大気汚染常時監視

(ｱ)　大気汚染監視テレメータシステム

市内の主要地点に設置している一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において測定された大気汚染物質、気象などのデータを監視センターへ送信して常時監視体制をとっている。

| 測定局の種類 | 測定局名 | 測定項目 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 二酸化いおう | 浮遊粒子状物質 | 微小粒子状物質 | 一酸化窒素 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント | 一酸化炭素 | 炭化水素 | 風向 | 風速 |
| 一般環境 大気測定局 | 東長崎 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| | 小ヶ倉 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| | 稲佐小学校 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| | 村松 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● |
| 自動車排出 ガス測定局 | 長崎駅前 | | ● | | ● | ● | | ● | ● | | |
| | 中央橋 | | ● | | ● | ● | | | ● | | |

(ｲ) 酸性雨の調査

茂里町の旧クリーンセンターに雨水採取装置を設置し、雨水の分析を行っている。

イ 河川等の水質調査

市内の 13 河川の 18 地点及び 4 海域の 21 地点について定期的に実施している。

ウ 交通騒音及び振動の測定

市内幹線道路沿線で騒音 13 地点、振動 13 地点及びその他の地点で必要に応じて測定している。

エ 環境騒音調査

市内 50 地点で毎年 1 回環境騒音の測定を行っている。

## 4　浄化槽に対する指導

浄化槽は、平成 30 年度末現在 3,274 基が設置されているが、一部の浄化槽で、清掃の不履行、消毒薬を補填しない等、維持管理の不徹底がみられ、環境汚染の要因となる恐れがある。こうした浄化槽管理者に対し、関係法令に基づき、徹底した指導を行い、水質汚濁の防止と環境の保全を図っている。

(1)　立入検査

法定検査において不適正と判定された浄化槽について立入検査を実施し、不適正事項の是正を指導している。

(2)　事前協議

浄化槽の放流先等について、設置届の事前に協議している。

(3)　浄化槽の清掃業者及び保守点検業者に対する指導

清掃業者（10 業者）については 2 年に 1 度の許可申請に伴い営業所への立入検査を実施、保守点検業者（32 業者）については 3 年に 1 度の登録申請に伴い営業所への立入検査を実施している。

(4)　浄化槽設置整備事業

ア　国庫補助ならびに県費補助対象事業（長崎市浄化槽設置整備事業補助金）

この事業は、浄化槽の計画的な整備を図るため、公共下水道事業等許可区域以外で、浄化槽を設置しようとする者に対し、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で補助金を交付する。

| 人 槽 区 分 | 限　度　額 |
|---|---|
| 5 人槽 | 332,000 円 |
| 6～7 人槽 | 414,000 円 |
| 8～50 人槽 | 548,000 円 |

イ　市単独補助対象事業（長崎市浄化槽設置費補助金）

この事業は、浄化槽を設置する者に対し、長崎市浄化槽設置整備事業補助金に加え、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で市単独の補助金を交付する。また、下水道計画区域内においても、相当な期間下水道が整備されない者に対し交付する。（平成 13 年 4 月から実施）

| 人 槽 区 分 | 限　度　額 |
|---|---|
| 5 人槽 | 414,000 円 |
| 6～7 人槽 | 641,000 円 |
| 8～50 人槽 | 995,000 円 |

ウ　長崎市浄化槽施設整備資金融資あっせん事業（長崎市浄化槽施設整備資金利子補給補助金）

この事業は、補助金制度を活用して、浄化槽を設置する際、汲み取り便所を水洗便所に改築する工事に必要な資金の融資を取扱金融機関にあっせんする。

ただし、下表のとおり、便槽数ごとにあっせんする限度額を定めており、利子を市が補給することで、無利子で融資が受けられる。（平成 13 年 4 月から実施）

| 便 槽 区 分 | 限　度　額 |
|---|---|
| 1 便槽 | 600,000 円 |
| 2 便槽 | 1,200,000 円 |

# ごみ処理

本市のごみ処理事業は、昭和 40 年以前は各戸収集を行っていたが、車両の入らない狭隘な道路や階段等の本市の持つ特徴的な地形要因が障害となっていた。そのため、作業の効率化や衛生的な収集処理を目的として、昭和 41 年よりポリ袋によるステーション方式のごみ収集に段階的に切り替え、昭和 46 年 4 月に全市がポリ袋によるステーション方式の週 2 回収集となった。その後、昭和 56 年 9 月から燃やせるごみを週 3 回、燃やせないごみを週 1 回、そして粗大ごみを事前申し込みにより随時に収集する分別収集を実施し、昭和 59 年 7 月より廃乾電池を有害ごみとして、平成 5 年 4 月より空き缶、空きびんを、平成 10 年 4 月からはペットボトルを、資源ごみの分別品目に加えた。また、平成 6 年 7 月からは、ごみ収集、運搬、処理部門の土曜閉庁方式による週休 2 日制の導入により、燃やせるごみの収集回数を週 3 回から週 2 回へと変更している。さらに平成 13 年 10 月からは廃蛍光管と古紙類（新聞、雑誌、段ボール）も分別収集を開始した。

平成 14 年 2 月から、市民の意識高揚を図り、ごみの分別促進によるリサイクル及びごみの減量化の推進等を目的とした、ごみ袋の指定有料化を実施している。

平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50%の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。

平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。

平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更している。

## 1　ごみの収集状況（平成 30 年度実績）

| 区分 | | 収集量 | | 収集世帯数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | | 142,497 トン | 100 % | 208,293 世帯 | 100 % |
| 市直営 | 計 | 34,832 | 24.4 | 73,547 | 35.31 |
| | 燃やせるごみ（含粗大ごみ） | 27,467 | 19.3 | － | － |
| | 燃やせないごみ（含粗大ごみ、有害ごみ） | 2,315 | 1.6 | － | － |
| | 資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類） | 5,050 | 3.5 | － | － |
| 委託 | 計 | 62,901 | 44.2 | 134,746 | 64.69 |
| | 燃やせるごみ（含粗大ごみ） | 48,156 | 33.8 | － | － |
| | 燃やせないごみ（含粗大ごみ） | 4,230 | 3.0 | － | － |
| | 資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類） | 10,515 | 7.4 | － | － |
| 持込み | 計 | 44,764 | 31.4 | － | － |
| | 燃やせるごみ（含粗大ごみ） | 41,994 | 29.5 | － | － |
| | 燃やせないごみ（含粗大ごみ） | 2,063 | 1.4 | － | － |
| | 資源ごみ（含古紙類） | 707 | 0.5 | － | － |

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

## 2　市のごみ収集体制

(1)　作業員数（現員）　（H31. 4. 1）

| 計 | 運　転　士 | 自動車整備士 | 環境整備士 |
|---|---|---|---|
| | | | 収　集 |
| 94　人 | 22　人 | 4　人 | 68　人 |

(2)　収集車両　（H31. 4. 1）

| 計 | ごみ収集 | | |
|---|---|---|---|
| | 塵芥車 | 小型ダンプ（ライガー） | 軽トラック等 |
| 59　台 | 31　台 | 5　台 | 23　台 |

## 3　委託業者　（H31. 4. 1）

| 業者数 | 従業員数 | 収集車両 | | | | 委託料 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 軽トラック | ﾀﾞﾝﾌﾟ･ﾄﾗｯｸ | 塵芥車 | 計 | |
| 20 | 214 人 | 22 台 | 11 台 | 76 台 | 109 台 | 1,221,820,980円 |

## 4　ごみの収集作業

(1)　燃やせるごみ

ア　収集回数　　週 2 回（平成 6 年 7 月 4 日から実施）

イ　収集方法　　ステーション方式による市指定ごみ袋収集

ウ　ステーション数　　17,015 ヵ所（可燃 10,359 ヵ所　平成 30 年 9 月 1 日現在）

なお、収集作業は、市直営と委託により行われ、直営地区は市内を東部、中央に区分し、地区ごとに 11 台の車両（パッカー車）を配置し、全市週 2 回曜日収集を計画的に実施している。本市は地形的条件が悪く、車両の通行困難な地区においては、作業員がステーションに集められた各戸のごみを「引出し用大籠」に移し、車両積込地点まで引き出して車両に積込む方式を採用している。

(2)　燃やせないごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により週 1 回曜日収集を計画的に実施している。

(3)　資源ごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 5 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

(4)　プラスチック製容器包装

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 16 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

（注）(2) 燃やせないごみ、(3) 資源ごみ、(4) プラスチック製容器包装のステーション数 6,656 ヵ所（平成 30 年 9 月 1 日現在）

(5)　粗大ごみ

机、タンス及び建具等の大型家庭ごみは、各地区の委託業者へ電話申し込みにより戸別収集する。なお、手数料については、ステッカー制による前納制としている。

(6)　事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみ（産業廃棄物を除く）は、排出者において自己処理または処理施設へ搬入させているが、処理施設への自己搬入ができないもので、市による収集が難しい場合は、一般廃棄物処理業の許可を得た業者が収集している。平成 31 年 3 月 31 日現在、業者数は 239 業者で、車両保有台数は 1,177 台である。

(7)　戸別収集（長崎市ふれあい訪問収集事業）

ごみ出しが常時困難な高齢者及び障害者等を対象に、声かけ及び安否確認を行いながら、ごみの戸別収集を実施している。平成 20 年 4 月に開始し、平成 31 年 3 月 31 日現在 2,308 世帯。

## 5　ごみの処理手数料

| 種　　別 | 単　　位 | 手　　数　　料 |
|---|---|---|
| 事業活動に伴って生じたごみ | 指定袋 1 袋につき | 144 円 |
| 搬入ごみ | 1 回の搬入につき、10kgまでごとに | 61.7 円（搬入重量に乗じた後に 1 円未満切り捨て） |
| 粗大ごみ | 1 個につき | 市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、514 円又は 1,028 円 |
| 飼犬・飼猫等（死がい） | 1 体につき | 411 円<br>野良犬・野良猫などは無料 |

## 6　分別収集についてのＰＲ

(1)　チラシ（「長崎市のごみの分け方」、「ごみの分別一覧表＜50 音順＞」、「リサちゃんニュース」）、小学校 3・4 年生用総合学習副教材（「くらしとリサイクル」）の配布、広報紙掲載

(2)　新聞、雑誌への広告

(3)　アーケード看板等の屋外広告

(4)　ステーションにおける貼り紙等や清掃指導員による個別指導

(5)　ホームページへの掲載

## 7　ごみの処分状況（Ｈ30 年度実績）

| 処理区分 | 焼却処理 | 破砕処理 | 埋立処分 | 資源回収 | 有害ごみ回収 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年　間（ｔ） | 120,711 | 8,518 | 22,962 | 16,271 | 164 |
| 1 日平均（ｔ） | 330.7 | 23.3 | 62.9 | 44.6 | 0.4 |

## 8　ごみ処理施設

(1)　ごみ焼却施設

| 施設名 | | 西工場 | 東工場 |
|---|---|---|---|
| 設置場所 | | 神ノ島町３丁目 526-23 | 戸石町 34 - 2 |
| | | 240ｔ／24ｈ | 300ｔ／24ｈ |
| 処理能力 | | （120ｔ／24ｈ×2） | （150ｔ／24ｈ×2） |
| 形式 | | 全連続燃焼式ストーカー方式 | 連続撚焼式三菱マルチン |
| 着工年月 | | 平成25年9月 | 昭和60年7月<br>（平成13年6月） |
| 完成年月 | | 平成28年9月 | 昭和63年3月<br>（平成15年3月） |
| 設計施工 | | 三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体 | 三菱重工業株式会社 |
| 敷地面積 | | 14,500m² | 114,310m² |
| 事業費内訳 | 主体工事費 | 8,181,429,114円 | 6,260,800,000円<br>(2,898,000,000円) |
| | 附帯工事費 | — | 397,121,000円<br>(0円) |
| | 道路整備工事費 | — | 246,008,000円<br>(0円) |
| | 用地費ほか | 358,953,279円 | 29,397,000円<br>(11,580,000円) |
| | 計 | 8,540,382,393円 | 6,933,326,000円<br>(2,909,580,000円) |
| 財源内訳 | 国庫補助金 | 2,186,729,000円 | 1,337,293,000円<br>(430,474,000円) |
| | 起債 | 5,206,300,000円 | 4,868,900,000円<br>(2,366,675,000円) |
| | 一般財源 | 1,147,353,393円 | 727,133,000円<br>(112,431,000円) |

（注）東工場（　　）書きは、東工場排ガス高度処理施設整備工事にかかる分。

(2)　粗大ごみ処理設備

| 施設名 | | せん断式破砕機 | せん断式破砕機 |
|---|---|---|---|
| 設置場所 | | 戸石町 34－2 | 神ノ島町 3 丁目 526-23 |
| 処理能力 | | 6ｔ/ｈ | 3ｔ/ｈ |
| 形式 | | ウイング付三菱プレスシャ<br>Ｐ3518 型 | 島産業(株)<br>油圧往復動式切断 |
| 着工年月 | | 昭和 60 年 7 月 | 平成 25 年 9 月 |
| 完成年月 | | 昭和 63 年 3 月 | 平成 28 年 9 月 |
| 設計施工 | | 三菱重工業株式会社 | 三菱・フジタ・菱興特定建設工事共共同企業体 |
| 敷地面積 | | (東工場工場棟内) | (西工場工場棟内) |
| 事業費内訳 | 主体工事費 | 227,200,000 円 | ※　101,042,688 円 |
| | 附帯工事費 | ― | ― |
| | 道路整備工事費 | ― | ― |
| | 用地費ほか | ― | ― |
| | 計 | 227,200,000 円 | 101,042,688 円 |
| 財源内訳 | 国庫補助金 | 56,800,000 円 | 40,366,068 円 |
| | 起債 | 127,700,000 円 | 52,680,757 円 |
| | 一般財源 | 42,700,000 円 | 7,995,863 円 |

※西工場主体工事費の内数

(3)　容器包装選別施設

| 施設名 | | 東工場プラスチック製容器包装選別施設 | 三京リサイクルプラザ |
|---|---|---|---|
| 設置場所 | | 戸石町 34－2 | 三京町 43－4 |
| 処理能力 | | 15ｔ／日（5ｈ） | 25ｔ／日（5ｈ）<br>(12.5ｔ／日（5ｈ）×2) |
| 形式 | | 圧縮梱包 | 圧縮梱包 |
| 着工年月 | | 平成 14 年 6 月 | 平成 15 年 7 月 |
| 完成年月 | | 平成 15 年 3 月 | 平成 16 年 3 月 |
| 設計施工 | | プラント設備・設計施工　三井鉱山㈱<br>建築工事　氏田建設㈱<br>給排水衛生・空調工事　㈲浜設備<br>建築電気工事　㈱マルデン<br>地盤改良工事　㈱栄組<br>建築実施設計　㈲有馬建築設計事務所 | プラント建築設計施工　新日本製鐵－西海建設<br>特定建設工事共同企業体 |
| 敷地面積 | | (東工場敷地内) | (三京クリーンランド埋立処分場敷地内) |
| 事業費内訳 | プラント工事費 | 119,452,725 円 | 240,708,344 円 |
| | 建築工事費<br>(地盤改良含む) | 114,356,865 円 | 256,245,273 円 |
| | 建築設備工事費 | 31,542,000 円 | 82,992,673 円 |
| | その他<br>(事務費等) | 9,552,120 円 | 3,432,000 円 |
| | 計 | 274,903,710 円 | 583,378,290 円 |
| 財源内訳 | 国庫補助金 | － | 144,344,000 円 |
| | 起債 | 206,100,000 円 | 394,200,000 円 |
| | 一般財源 | 68,803,710 円 | 44,834,290 円 |

## ９　ごみ埋立処分地

(1)　東工場埋立処分地

当埋立地は、昭和 57 年 5 月供用開始し、平成 15 年 5 月に埋立を終了した。引き続き、排水処理施設（300m³／日）により、処分地から浸出する汚水を現在も衛生的に処理している。

| 供用開始 | 昭和 57 年 5 月 |
|---|---|
| 敷地面積（m²） | 67,289 |
| 埋立容量（m³） | 790,000 |

(2)　三京クリーンランド埋立処分地

当埋立地は、昭和 62 年 1 月供用開始し、一般家庭及び事業所等から排出される燃やせないごみ、焼却灰、粗大ごみを埋立処分している。

その他、排水処理施設（処理能力　920m³／日）、雨水調整池施設（常時貯水容量 83,000m³）があり、浸出水の処理をより安全にし、かつ洪水発生の防止、河川維持用水の確保を図っている。

○施設規模　計画面積　1,170,000 m²
　　埋立面積　289,000 m²
　　埋立容量　3,775,990 m³

| 区　分 | 整備期間 | 埋立期間※ | 埋立面積 | 埋立容量 |
|---|---|---|---|---|
| 第 1 期埋立地 | 昭和 57 年度～昭和 61 年度 | 昭和 61 年度～平成 5 年度 | 64,000 m² | 646,990 m³ |
| 第 2 期埋立地 | 平成 2 年度～平成 5 年度 | 平成 5 年度～（令和 59 年度） | 151,000 | 2,740,000 |
| 第 3 期埋立地 | 未　定 | （令和 60 年度～令和 79 年度） | 74,000 | 389,000 |
| 計 | | | 289,000 | 3,775,990 |

※埋立期間の( )内は見込み

## 10　リサイクル事業

平成 5 年度からの缶・びんに、平成 10 年度からペットボトルを、平成 21 年度から金属の一部（鍋・釜・やかん・フライパン）を加えた「資源ごみ」、平成 13 年 10 月からの新聞、雑誌、段ボール等「古紙類」、平成 15 年 6 月から市内約 50%地区で、平成 16 年 4 月から全市で実施している「プラスチック製容器包装」等資源物の分別収集と、昭和 53 年 4 月に実施自治会を指定して発足した集団回収を２本柱としている。

(1)　集団回収の促進

ア　資源物回収活動奨励補助金

資源物回収活動については、従来から自治会等の市民団体によって自主的な運営が行われてきた。この活動は、①資源の再利用　②ごみの減量化　③環境の美化　④地域におけるコミュニティ形成の場　⑤物を大切にする心の涵養を主な柱としているが、自治会等の自主的な活動の火が消えることなく回収活動を継続させていくために、回収団体に対する補助金制度を昭和 62 年 1 月から開始した。

古紙類について従来 1kgあたり上限 3 円の補助単価であったが、市場の動向にあわせて、平成 4 年度と平成 13 年度に 1 円ずつ引き上げた。(現在の補助：5 円－古紙のkg当り平均売却単価＝kg当り補助金の額)

また、古布についても、平成 13 年度より 1kgあたり 3 円の補助金を交付している。

平成 30 年度 資源物集団回収活動実績

| | |
|---|---|
| 届出団体数 | 611 団体 |
| 回収量 | 5,804 t（うち古紙 5,694 t） |
| 延交付申請団体数 | 2,039 団体 |
| 補助金交付額 | 28,423 千円 |

イ　回収用具の譲与

資源物回収の促進と集団回収の育成を図るため、集団回収団体に対しリヤカーや一輪車などの回収用具の貸与を行い、平成 7 年度からは保管庫の貸与も開始し、平成 20 年度からは貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。

ウ　資源物回収事業奨励補助金

回収業者の協力体制を確立し、資源回収を促進するため、回収業者に対する補助金制度を平成 5 年 10 月から開始した。これは、事業所からの回収を除き、集団回収団体から回収する古紙類について、平成 5 年においては、1kgあたり 2 円であった補助金額を段階的に引き上げ、平成 14 年度からは 1 kgあたり 5 円の補助を行った。しかしながら古紙市場が底を脱したため、平成 17 年度は補助単価を 4 円に、平成 18 年度は 3.5 円、平成 19 年度は 3 円に引き下げ、平成 20 年度には 1 円に引き下げている。また、古布の回収についても平成 13 年度から 1 kgあたり 3 円、平成 20 年度からは 1 円の補助金を交付している。

平成 30 年度の補助実績は、延べ 82 業者、5,783 千円であった。

(2)　資源ごみのリサイクル

ごみ減量化、再資源化の推進を目的として、平成 4 年 10 月から約 1 万 3 千世帯を対象とするモデル地区において、従来の燃やせないごみの中から、空き缶、空きびんを資源ごみとして分別する 5 分別収集を試行し、平成 5 年度から市内全域で資源ごみ収集を開始した。

また、容器包装リサイクル法に対応するために、平成 10 年 1 月から 3 月まで市内 100 自治会、約 2 万 4 千世帯をモデル地区として、従来の資源ごみにペットボトルを加える分別収集を試行し、平成 10 年度から市内全域で空き缶、空きびん、ペットボトルの資源ごみ混合分別収集を開始した。

さらに、平成 21 年 4 月から、資源ごみに金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を追加した。

ア　資源ごみの処理方法

資源ごみは、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理がなされ、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については保管された後、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡し、有価で売却できるものについては買受業者に売却される。

イ　一時保管（中継）施設の設置

収集した資源ごみをアの委託業者に引き渡すまでの一時保管（中継）施設を、東工場と三京ク

リーンランドの敷地内に設置し、選別施設までの効率的な運搬を行なっている。

(3)　古紙のリサイクル

直営収集及び一般搬入の資源化可能な古紙類は、平成 8 年度から試行的に、東工場内の古紙専用ストックヤードに搬入し、回収業者組合により資源化が図られることとなった（平成 9 年度から同組合に補助金を交付、平成 13 年度から単価契約を締結）。平成 14 年度からは民間処理施設に直接搬入（東長崎地区は東工場）し、資源化を行っている。また、平成 30 年 5 月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の排出方法を簡便化し、古紙の回収量の拡大を図っている。

ア　古紙類の処理方法

古紙類は、本市が委託する回収業者組合によって選別、圧縮等の処理がなされ、有価で売却できるものについては買受業者に売却され、一部は容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡される。

(4)　プラスチック製容器包装のリサイクル

容器包装リサイクル法に対応し、埋立処分場の延命化及び資源の有効利用を推進するため、選別等の処理施設の整備を行い、プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施している。

平成 13 年 10 月から、市内 54 自治会、約 7,600 世帯をモデル地区に指定し、分別収集を試行した。

平成 14 年中に、モデル地区を全市人口の約 15%まで拡大し、平成 15 年 6 月から市内の約 50%地区で実施、平成 16 年 4 月からは全市で実施した。

ア　プラスチック製容器包装の処理方法

選別施設に直接搬入されたプラスチック製容器包装は、東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と三京リサイクルプラザに集められ、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理がなされ、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として保管された後、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡される。

(5)　資源物拠点回収及びピックアップ回収

資源物拠点回収モデル事業として、小型家電は平成 25 年 7 月から、古布（古着）は平成 26 年 8 月から拠点回収を実施した。今後も一定の回収量を見込めたため、小型家電については平成 29 年 2 月から、古布（古着）については平成 29 年 4 月から拠点回収を本格実施し、資源化を行っている。

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電を、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成 29 年 2 月からリサイクルを開始している。

(6)　生ごみ堆肥化容器及び電動式生ごみ処理機購入費の助成

平成 30 年度まで、ごみ減量に対する市民の意識高揚を図るため、生ごみ堆肥化容器等を購入する市民へ補助金（購入価格の 1／2、最高限度額 20,000 円）を交付した。

平成 4 年度から事業を開始し、平成 9 年度から電動式生ごみ処理機についても補助対象としている。

平成 30 年度までの補助累計は 12,130 基（平成 13 年度のモニター数含む）である。

(7)　事業系ごみ対策事業

事業所から排出される一般廃棄物は、本市一般廃棄物総量の約3割を占め、事業系廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進が急務となっている。このため、以下のような対策を講じている。

ア　大規模事業所等に対する減量計画書の提出及び管理責任者の設置の義務付け

平成6年6月1日に施行した「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき、大規模事業所等を対象に、減量計画書の提出（毎年6月末まで）や廃棄物管理責任者の設置を義務付けている。

イ　搬入指導

事業系ごみの減量化及び適正処理の推進を図るため、平成10年度から本格的に東工場及び三京クリーンランドにおいて、ごみの搬入量の削減に効果を得ている。

ウ　産業廃棄物の適正処理の推進

平成13年10月から、事業所から排出される発泡スチロールや一斗缶など、産業廃棄物のごみステーションへの排出規制を徹底し、排出者自らの適正処理の推進を図っている。

(8)　リサイクル推進員制度

ごみ減量化や適正処理を図るための施策として、改正法及び条例の規定に基づき、平成6年度から廃棄物減量等推進員制度を発足させ、平成14年度から市民に親しめる名称とするためリサイクル推進員に名称変更を行った。ごみの分別や減量化に対する住民指導や啓発を主な活動内容としている。

任期は2年間で推進員は個人委嘱とし、所属する自治会に対して活動謝礼金を交付している。平成31年3月末現在、推進員数は2,865人である。

(9)　廃棄物減量化推進店舗の指定

百貨店やスーパーなどの大型店舗に対しては、消費者団体等と連携を取りながら、包装紙の簡素化や容器の店頭回収等について協力要請を行なっていたが、条例の制定に基づき、新たに廃棄物の発生を抑制し、減量化に協力する店舗を「廃棄物減量化推進店舗」として指定している。

平成31年3月末現在、61店舗を指定しており、広報紙等を通じて市民へＰＲ、協力を呼びかけている。

(10)　ごみ焼却熱の有効利用

東工場及び西工場では、ごみの焼却熱を利用した発電を行っており、その電力は東西工場及び関連施設で消費し、余剰電力については九州電力㈱に売電している。

(11)　不燃性ごみの有価物回収

三京クリーンランドに搬入された不燃性ごみから鉄分回収して業者に売却している。

平成30年度の鉄分回収処理量は149ｔであった。

(12)　指導啓発

ア　廃棄物条例の制定

ごみの排出抑制や資源化及び適正処理をより一層促進するため、法改正によってさらに明確化された市民、事業所、行政のそれぞれの責務等を盛り込んだ条例「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、平成6年6月1日から施行した。

この条例によって、家庭系ごみ対策のみならず、事業活動に伴って生じる廃棄物の自己処理、廃

棄物の発生の抑制、大規模事業所等のごみ減量等に関する計画書の提出、ごみ減量化や適正処理に関する市の施策への協力等、事業者の責務を明確化した。

イ　イベント

平成 4 年から環境に関するイベント『ばってんリサイクル』を毎年開催し、協力団体による環境啓発ブースの出展やフリーマーケット等により市民へリサイクルの重要性を訴えてきたが、平成 22 年度より環境問題全般に関するイベント「ながさきエコライフ・フェスタ」の一環として引き続きフリーマーケット等を実施し、市民へリサイクルの意識の高揚・啓発を図った。また、環境月間の 6 月には、毎年ベルナード観光通りで街頭キャンペーンを実施し、多くの市民に環境問題やごみ分別等について啓発を行っている。

ウ　ごみ減量等に関する啓発

長崎市民のごみの分別排出に対する意識の啓発及び、活動を積極的に推進するため、平成 4 年にイメージキャラクター『ハローリサちゃん』を決定し、現在、清掃車両やごみステーション看板、啓発チラシなどに活用している。

その他、新聞やテレビによるＰＲ活動、啓発チラシ「リサちゃんニュース」を発行し、全世帯に配布、分別啓発ビデオの作成及び貸し出し、小学 3・4 年生社会科副読本「くらしとリサイクル」の作製・配布などを行っている。また、自治会、学校及び各種団体の要望によりごみの分別や減量についての説明会を開催している。今後も、様々な啓発活動を進めていきたい。

愛称／ハローリサちゃん

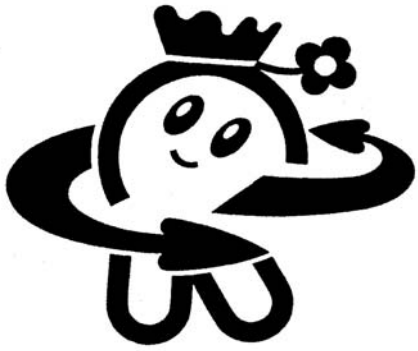

Ｒecycleの「Ｒ」上半分でごみ袋と、同時に地球を表し、リサイクルを表す両方の矢印の手でそれらの運動を喚起するアクションをもたせ、地球や資源に寄せる暖かい気持ちの子供の姿を表現しました。

## 11　使用済み電池の回収

乾電池には水銀が含まれており、このまま一般ごみとして処理していけば将来重大な環境汚染を招来しかねないということで、昭和 58 年暮れから、使用済み乾電池の処理が全国的な社会問題となった。

本市としては、昭和 59 年 2 月 27 日「廃乾電池対策協議会」を設置し、全庁的な取り組みの中で協議を重ねてきた。その結果、一般家庭から排出される乾電池のうち、電器店等で回収しない筒型乾電池を、従来の「燃やせないごみ」とは別に「有害ごみ」として、次により回収することを決め、同年 7 月から全市一斉に分別回収を開始した。また、水銀が含まれているボタン電池について、これまでの電器店等による

回収に加え、平成 29 年 4 月から乾電池と同様の方法にて回収を開始している。

現在、国内で生産される乾電池については水銀は含まれていないが、国外産の乾電池等、一部水銀を含むものもあり、また、乾電池を構成する金属や亜鉛等のリサイクル推進の目的からも分別回収し、リサイクル処理を行っている。

(1) 排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に使用済み電池回収缶（ペール缶改造品、約 3,900 箇所）を設置、いつでも出せるようにしている。

(2) 回収・運搬……燃やせないごみの収集時に同時に収集する。（週 1 回）

(3) 回収後の処理……30 年度実績 120 トン

広域回収処理計画に基づき処理地である北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所へ搬送し処理した。

## 12 廃蛍光管回収

これまで埋立処分していた廃蛍光管について、平成 13 年 10 月から分別収集し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

(1) 排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に廃蛍光管回収箱を設置。燃やせないごみ等の収集日に出す。回収箱が設置されていない箇所については、使用済み乾電池の回収箇所付近に、紙箱等に入れて排出する。

(2) 回収・運搬……燃やせないごみ等の収集時に同時に収集する。（週 1 回）

(3) 回収後の処理……30 年度実績 45 トン

## 13 水銀体温計等の回収

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として、平成 28 年 12 月に、一般社団法人長崎市薬剤師会会員薬局等において、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等の試験回収を行った。その結果、まだ家庭に眠っているものも数多くあるものと想定されたことから、平成 29 年 4 月から拠点回収を開始し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

# し　尿　処　理

し尿収集業務は、一般財団法人クリーンながさき及びその他民間の許可業者（10 業者）によって行われており、月 1 回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

収集地域としては、市内の大部分を株式会社長崎衛生公社（現一般財団法人クリーンながさき）が受け持ち、一部周辺地域並びに公衆便所及び公共施設の一部を直営の受け持ちとしていたが、平成元年 10 月からは、これまで市直営で行っていた収集業務をすべて株式会社長崎衛生公社に委託することとなった。また、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月の市町村合併により、7 町が加わり、その区域は許可業者である 9 業者によりし尿収集が行われている。

また、本市におけるくみ取り作業は、地形的な障害が大きく、車両の通行不能な地区がきわめて多く、その方式も「桶くみ方式」から「長ホース方式」へ、さらに昭和 43 年からは河川、側溝を利用して硬質塩化ビニールパイプを布設し、この固定されたパイプを通じてくみ取りを行う「固定パイプによるくみ取り方式」も採用しており、悪臭公害が少なく、かつ、能率的方法によるくみ取りを実施している。

## １　し尿処理対象人口、世帯数

（H31.3.31）

| 区分 | | 人口 | | 世帯数 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 |
| 全市 | | 418,998 人 | 100% | 207,444 世帯 | 100% |
| くみ取り | 計 | 18,710 | 4.5 | 7,808 | 3.8 |
| | 委託 | 765 | 0.2 | 297 | 0.2 |
| | 一般財団法人クリーンながさき（許可分） | 12,894 | 3.1 | 5,009 | 2.4 |
| | その他の許可業者 | 5,051 | 1.2 | 2,502 | 1.2 |
| くみ取り以外 | 計 | 400,288 | 95.5 | 199,636 | 96.2 |
| | 下水道 | 382,363 | 91.2 | 188,948 | 91.1 |
| | その他 | 17,925 | 4.3 | 10,688 | 5.1 |

## ２　し尿収集処理状況

（30 年度実績・単位kl）

| 区分 | 処理量（陸上処理） | |
|---|---|---|
| | 年間 | 1日平均 |
| 合計 | 28,504<br>(11,091) | 78.1 |
| 高島クリーンセンター | 248<br>(222) | 0.7 |
| 琴海クリーンセンター | 17,269<br>(6,557) | 47.3 |
| 長崎半島クリーンセンター | 10,987<br>(4,312) | 30.1 |

（　）書きは、浄化槽汚泥の内書である。

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

## ３　し尿収集処理（許可業者）の人員、車両

(H31. 4. 1)

| 区　　分 | 人　　員 | | | 車　　両 |
|---|---|---|---|---|
| | 計 | 事　　務 | 現　　業 | バキューム車 |
| 計 | 76 人 | 13 人 | 63 人 | 43 台 |
| クリーンながさき | 36 | 2 | 34 | 18 |
| その他許可業者 | 40 | 11 | 29 | 25 |

## ４　し尿処理手数料

| | | |
|---|---|---|
| 一般家庭 | 世帯員１人につき１月 | 1,150 円 |
| | 無臭便槽加算金１基１月につき | 822 円 |
| 一般家庭以外及び一般家庭の簡易水洗便所 | くみ取り量 18 リットルまでごとに | 411 円 |

## ５　し尿処理施設

し尿処理は、これまで、茂里町クリーンセンター及び高島クリーンセンターにて処理を行ってきたが、し尿量等の減少に伴い安定的な処理が困難となることから、平成 28 年 3 月から、茂里町クリーンセンターを閉鎖し、高島クリーンセンターに加え、休止中であった琴海クリーンセンター及び平成 19 年度に閉鎖した長崎半島クリーンセンターをそれぞれ再稼働し、計３箇所で処理を行っている。

○クリーンセンター

| 施設名 | | 高島クリーンセンター | 琴海クリーンセンター | 長崎半島クリーンセンター |
|---|---|---|---|---|
| 設置場所 | | 高島町 347 | 琴海戸根町 832 | 脇岬町 704-4 |
| 処理能力 | | 3ｋｌ/日 | 60ｋｌ/日 | 40ｋｌ/日 |
| 形式 | | 固液分離・活性汚泥法処理方式＋高度処理 | 高負荷脱窒素処理＋高度処理 | 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理 |
| 脱臭設備 | | アルカリ・酸・次亜洗浄 | アルカリ＋活性炭吸着酸、アルカリ＋次亜洗浄 | アルカリ･酸･次亜洗浄＋活性炭吸着 |
| 汚泥処理 | | 焼却（別途施設） | 焼却（別途施設） | 焼却（別途施設） |
| 着工年月 | | 平成 4 年 9 月 | 昭和 63 年 6 月 | 平成 9 年 7 月 |
| 完成年月 | | 平成 5 年 3 月 | 平成 2 年 3 月 | 平成 11 年 3 月 |
| 設計施工 | | 山田工業株式会社 | 株式会社クボタ | 栗田工業株式会社 |
| 敷地面積 | | 950 ㎡ | 8,200 ㎡ | 6,546 ㎡ |
| 事業費内訳 | 主体工事費 | 405,241,594 円 | 1,018,227,000 円 | 2,457,000,000 円 |
| | 附帯工事費 | ―円 | ―円 | ―円 |
| | 道路整備工事費 | ―円 | ―円 | ―円 |
| | 用地費ほか | ―円 | ―円 | 30,981,046 円 |
| | 計 | 405,241,594 円 | 1,018,227,000 円 | 2,487,981,046 円 |
| 財源内訳 | 国庫補助金 | 164,567,000 円 | 320,000,000 円 | 246,386,000 円 |
| | 起債 | 189,300,000 円 | 547,600,000 円 | 1,942,800,000 円 |
| | 一般財源 | 51,374,594 円 | 150,627,000 円 | 298,795,046 円 |

# 一般財団法人クリーンながさき

本市のし尿処理については、昭和38年以前25業者が存在し、それぞれ定められた地区を担当し、し尿の収集を行っていたが、くみ取り業務がとかく円滑を欠き、市民より料金等に対する苦情が絶えず、また諸物価の高騰、車両器材の近代化に伴い経営が次第に困難になってきたことから、業者より料金値上げの要求が出されるなど、諸問題をかかえていた。

この抜本的対策として、1社に統廃合し、経営体制の近代化、合理化を図り、事業の円滑な運営を確保するため昭和39年3月資本金1,500万円資本金における市の出資額は3分の1）をもって株式会社長崎衛生公社を発足させた。（平成22年12月に、長崎市が全株式を取得）

しかしながら、下水道の普及に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化が進み、採算性を確保することができず、営利企業としての存続は困難なことから、平成24年3月末で株式会社を解散し、平成24年4月からは、安定的な経営体制を樹立するため、人員体制や人件費を含む経費の見直しなどの経営安定化策を行ったうえで長崎市が全額（300万円）を出捐して設立した新たな財団法人「一般財団法人クリーンながさき」として事業を開始した。

## 1　機構・人員配置

(1)　機　　構　　（平成31年4月1日現在）

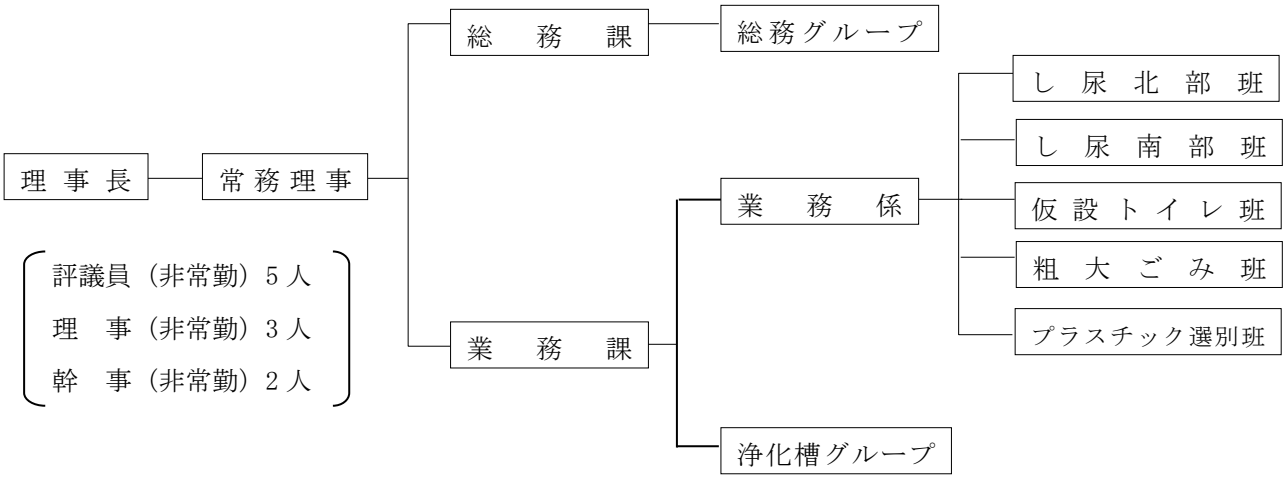


(2)　人員配置状況（正規職員）　　（平成31年4月1日現在）

| 課係名 ＼ 職種等 | | | 管理部門 | | | | | | 業務部門 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 常勤理事 | | 課長 | グループ長 | 事務員 | 計 | | |
| | | | 理事長 | 常務理事 | | | | | | |
| 常勤理事 | | | 1 | 1 | | | | 2 | | 2 |
| 総務課 | 総務グループ | | | | 1 | | 1 | 2 | | 2 |
| 業務課 | 業務係 | し尿収集 | | | 1 | | 1 | 2 | 12 | 14 |
| | | 仮設トイレ | | | | | | | 1 | 1 |
| | | 粗大班 | | | | | | | 1 | 1 |
| | | プラ選別班 | | | | | 1 | 1 | 3 | 4 |
| | 浄化槽グループ | | | | | 1 | | 1 | 2 | 3 |
| 合計 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 8 | 19 | 27 |

(3)　車　　両　　（平成31年4月1日現在）

| 区分＼車両 | | バキューム車 | | | その他 | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2T | 4T | 8T | 軽4 | ダンプ | ユニック | 軽トラック | 貨物 | |
| 収集運搬 | | 14 | | 4 | | | | | | 18 |
| 浄化槽 | 浄化槽清掃班（含水張用車両） | 2 | 2 | 1 | | | 1 | | | 6 |
| | 浄化槽管理班 | | | | 6 | | | | | 6 |
| 仮設トイレ、粗大・プラ | | 2 | | | | 7 | | 2 | 2 | 13 |
| 予備車等 | | 4 | 2 | 1 | 4 | | | | | 11 |
| 合計 | | 22 | 4 | 6 | 10 | 7 | 1 | 2 | 2 | 54 |

## 2　収集作業

通常地区（収集ホースの使用が3本以下の場合。主に低部地域。）、困難地区を混在させながら班を5班で編成し、基本的に1班5名体制で収集を行っている。車両は2Ｔ車を各班2台、8Ｔ車を周辺地区用として4班に各1台ずつ配車、さらに運搬距離が長くなった班には2Ｔを1台配車し、合計で、2Ｔ車14台、8Ｔ車4台で業務に当たっている。

## 3　収集回数

月1回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

## 4　決算状況

（単位：千円）

| 年度＼内容 | 収入(A) | 支出(B) | (A)－(B) 差引増△減 | 累計欠損額 |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 920,262 | 908,917 | 11,345 | △1,164,571 |
| 21 | 1,044,778 | 1,034,284 | 10,494 | △1,154,077 |
| 22 | 898,799 | 933,744 | △ 34,945 | △1,189,022 |
| 23 | 1,918,883 | 1,112,776 | 806,107 | △382,915 |
| 24 | 836,105 | 770,391 | 65,714 | － |
| 25 | 752,858 | 702,160 | 50,698 | － |
| 26 | 700,147 | 640,905 | 59,242 | － |
| 27 | 675,984 | 618,728 | 57,256 | － |
| 28 | 634,711 | 588,466 | 46,245 | － |
| 29 | 626,103 | 618,082 | 8,021 | － |
| 30 | 588,525 | 536,820 | 51,705 | － |

※平成23年度までは長崎衛生公社の実績、平成24年度以降はクリーンながさきの実績を記載。

# 商　　工　　業

本市の産業構造を産業別の従業者数で見ると、第 3 次産業が 84.4%を占め、第 2 次産業は 15.2%であり、第 1 次産業は 0.4%となっている。

製造業においては、我が国最初の艦船修理工場から始まった造船や造機を中心に発展してきた歴史的背景がある。造船分野では、大手・中堅造船の動向について、一部でグローバル競争の激化等により、受注環境が厳しい状況にあるものの、一定の操業を維持しており、中小造船においては更新需要等を背景に高水準の受注残となり、高操業が続いている。 また、機械・重電機器分野においては、原動機は国内外向けともに受注が減少し、操業度をやや引き下げている。大・中型モーターは国内設備投資需要が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持している。冷熱機器は、国内向けを中心に横ばい圏内で推移している。

商業においては、定住人口の減少や市外への消費流出、インターネット販売や通信販売など消費スタイルの多様化により、地域商店街や市場を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

個人消費の動向については、百貨店やスーパーの販売額は前年を下回ったものの、コンビニエンスストアやドラッグストアが引き続き前年を上回っているほか、家電販売も増加しており、全体として堅調に推移している。観光の面においても、外国人観光客の増加や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録の効果が見られ、堅調に推移している。

貿易においては、平成 30 年の長崎港の動きとして、輸出では一般機械などが増加したものの、船舶類、鉄鋼などが減少したことなどにより輸出総額が 2 年連続で減少している。輸入では鉱物性燃料、プラスチック製品などが増加したことにより輸入総額は 2 年連続で増加したものの、輸出入総額では 2 年連続で減少した。

物産振興においては、販路拡大事業のほか、水産練り製品製造業者、市内経済団体、金融機関等と連携して、平成 23 年度に立ち上げた「長崎かんぼこ王国推進委員会」を通して長崎の水産練り製品のブランド化等に取り組んでいる。

また、地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓し、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく「地域商社」を育てるため、地域商社育成支援事業に取り組んでいる。

地場の中小企業に対しては、経営基盤の強化を図るため、人材確保などの経営力強化の支援を行うとともに、産業人材育成や生産性向上、研究開発、販路開拓・拡大等の競争力強化の支援を行っている。また、「創業サポート長崎」や「ながさき出島インキュベータＤ－ＦＬＡＧ」を核とした新規創業支援のほか、企業立地奨励条例に基づき、事業所の新増設等に対する奨励金の交付を行っている。

中小企業金融対策としては、中小企業の経営基盤の安定と強化を図るための融資制度を設けるとともに、中小企業の置かれた金融状況、経済状況に対応した融資制度の見直しを行うなどして、資金調達の円滑化に取り組んでいる。

雇用においては、長崎公共職業安定所管内の年間有効求人倍率は、平成 20 年のリーマンショックにより平成 21 年度には 0.45 倍まで落ち込んだが、平成 30 年度は 1.06 倍まで回復した。平成 30 年 7 月以降、月間有効求人倍率は 9 か月連続して 1.0 倍を超えるなど、改善の傾向が見られている。

## 1　事業所の概要

| 産業分類別 | 事業所 | | 従業者 | |
|---|---|---|---|---|
| | 数（所） | 構成比（%） | 数（人） | 構成比（%） |
| 総数 | 18,840 | 100.0 | 187,492 | 100.0 |
| 第一次産業 | 52 | 0.3 | 741 | 0.4 |
| 第二次産業 | 2,192 | 11.6 | 28,445 | 15.2 |
| 第三次産業 | 16,596 | 88.1 | 158,306 | 84.4 |

※　出典　平成 28 年経済センサス - 活動調査（総務省統計局）

※　ただし、日本標準産業分類(大分類)「公務」及び「国、地方公共団体」の数値を除く。

## 2　商店の概況

| 区分 | | 商店数（店） | 従業員数（人） | 年間商品販売額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 総数 | | 4,048 | 29,435 | 1,101,154 |
| | 卸売業 | 916 | 8,469 | 721,493 |
| | 小売業 | 3,132 | 20,966 | 379,661 |

※　出典　平成 26 年商業統計調査

## 3　製造業の概要

| 区分 | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 |
|---|---|---|---|
| 実数 | 312 事業所 | 14,554 人 | 5,236 億円 |

※　従業者数 4 人以上の製造業事業所。

※　出典　平成 29 年工業統計調査

## 4　企業の倒産状況

長崎市内企業の倒産件数・負債総額（負債総額 1 千万円以上）

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 対前年度比 |
|---|---|---|---|---|
| 件数 | 13 | 16 | 10 | 37.5%減 |
| 負債総額（百万円） | 7,768 | 1,796 | 4,426 | 146.4%増 |

※　出典　東京経済㈱

## 5　雇用情勢

長崎公共職業安定所管内における平成 30 年度主要指標は、有効求職者数 114,390 人（対前年度比 2.8%減)、有効求人数 121,364 人（対前年度比 0.3%減）となっており、有効求人倍率は 1.06 倍（対前

年度比 0.03 ポイント増）であった。

雇用の動き

| 項目 / 年度 | 有効求職者数 | | 有効求人数 | | 有効求人倍率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 含パート | 除パート | 含パート | 除パート | 含パート | 除パート |
| 28 | 114,955 | 75,926 | 117,057 | 73,610 | 1.02 | 0.97 |
| 29 | 117,648 | 76,734 | 121,671 | 74,730 | 1.03 | 0.97 |
| 30 | 114,390 | 72,998 | 121,364 | 74,981 | 1.06 | 1.03 |

（資料：長崎公共職業安定所）

## ６　製造業振興対策

### (1)　ものづくり支援事業

○　事業目的及び概要

我が国の製造業発展の背景には中小ものづくり企業の存在があり、厳しい経営環境の中にありながらも高いレベルでの基盤的技術の蓄積がある。本市においては、造船・重機・電機を中心とした産業集積があるが、大手企業の関連企業として半製品の製造にとどまっているのが現状である。また、従業員の高齢化や若者の市外流出が進んでおり、将来的には技術や技能の伝承が難しくなることが危惧されている。

このようなことから、市内中小企業の経営の効率化、生産性の強化、技術・技能の伝承に向けた人材育成を図るとともに、今後成長が見込まれる海洋再生可能エネルギーをはじめとする新事業展開やIoT活用技術による生産性向上の取組みを支援することで、本市の製造業を中心とした中小企業の振興を図るものである。

○　事業内容

ア　長崎地域造船造機技術研修事業補助

長崎地域造船造機技術研修センターが実施する造船関連中小企業の従業員の基本技術研修を支援する。

イ　長崎工業会補助

長崎工業会が実施する中小企業の生産現場の「カイゼン」推進及びその中核となる人材育成事業、管理・営業担当者向け講習会等を支援する。

ウ　優れモノ認証事業

中小企業が開発した新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信やＰＲ、認証事業者が実施する販路開拓の取組みに要する経費等を支援する。また、認証された製品のうち、長崎市役所で使途が見込まれる新商品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先購入することで、販路開拓・拡大を支援する。

エ　若年者等技能向上奨励

各種技能大会に参加する個人又は団体及び障害者職業能力開発校に入校する者に対して、若年者等技能向上奨励金を交付する。

オ　新事業展開・IoT活用技術による生産性向上支援補助

海洋再生エネルギーをはじめとする新規参入を含む新事業展開及びIoT活用技術による生産性向上の取組みを促進させるため、中小企業が行う可能性調査及び資格取得等の産業人材育成に要する経費を支援する。

カ　挑戦型共同研究開発支援補助

地場企業等による成長分野における新製品・新技術の開発を促進することを目的として、地場企業者等が大学等と共同で行う新製品等の研究開発を支援する。

(2)　企業立地奨励制度

地場企業の雇用の拡大、増設・移設を伴う設備投資等による事業拡張及び経営基盤の強化を促進し、さらに雇用の受け皿の確保に即効性の高い域外からの優良企業誘致を促進するための奨励制度として、企業立地奨励条例を制定し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。

長崎市企業立地奨励条例（昭和 63 年制定・平成 30 年改正）

○立地形態、法人の規模等の指定要件にもよるが、対象業種及び奨励制度は次のとおり

ア　対象業種

①造船・自動車等の輸送用機械関連産業、②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業、③情報通信関連産業、④食品関連産業、⑤医工連携関連産業、⑥陸上養殖業、⑦農業、⑧その他の対象業種

イ　奨励制度

(ｱ)施設等整備奨励金

投下固定資産総額（操業前）の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に補助率を乗じた額を 5 年間で分割交付（①～⑦の業種は 15%、⑧の業種は 10%）。

(ｲ)建物等賃借奨励金　月額 10,000 円/坪を上限

建物等賃借費用に補助率を乗じた額を 3 年間交付（①～⑦の業種は 50%、⑧の業種は 25%）

(ｳ)雇用奨励金　※最大 3 年間交付

正社員　50 万円/人（障害者加算 50 万円）

非正規　30 万円/人（障害者加算 30 万円）

短時間　15 万円/人（障害者加算 20 万円）

奨励金交付実績　　（31. 3.31）

単位　企業数：社・奨励金：千円

| 種類 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 奨励企業数 | 15 | 7 | 13 | 15 | 17 | 17 |
| 建物等賃借奨励金 | 12,865 | 4,623 | 74,218 | 111,732 | 134,354 | 121,294 |
| 雇用奨励金 | 18,750 | 10,600 | 117,300 | 183,800 | 95,000 | 120,150 |
| 立地奨励金 | 22,824 | 1,314 | － | － | － | － |
| 施設等整備奨励金 | 5,139 | 5,456 | 6,439 | 236,037 | 53,493 | 79,506 |
| 総計 | 59,578 | 21,993 | 197,957 | 531,569 | 282,847 | 320,950 |

長崎市内における工業団地等の概要　　（元. 6. 30）

| 工業団地等名 | 長崎テクノヒル茂木 | 神ノ島工業団地 | 小江工業団地 | 三重地区 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 内　　容 | 分譲：<br>平成 25 年 12 月 | 分譲：<br>昭和 56 年 9 月 | 分譲：<br>昭和 57 年 4 月 | 三重地区<br>分譲：昭和 49 年 | 沖平地区<br>分譲：平成 5 年 |
| 目　　的 | 企業立地用地 | 一般工業団地 | 一般工業団地 | 魚市の移転に伴う関連企業の誘致 | 漁村再開発施設用地 |
| 所　在　地 | 長崎市北浦町 | 長崎市小瀬戸町及び神ノ島町 | 長崎市小江町 | 長崎市畝刈町、京泊及び三京町 | 長崎市多以良町 |
| 用地面積 | 2.4ha | 47.3ha | 21.7ha | 37.5ha | 11.6ha |
| 分譲済企業数 | 1 社 | 45 社・2 組合<br>長崎市(下水処理場) | 24 社・3 組合<br>その他個人所有等 | 37 社 | 10 社・1 組合<br>長崎県ほか |
| 分譲面積 | 2.4ha | 33.8ha | 21.5ha | 37.5ha<br>(工業用地部分のみ) | 11.2ha |
| 分　譲　率<br>（残面積） | 100% | 71.4%<br>(13.5ha) | 99.1%<br>(0.2ha) | 100% | 96.6%<br>(0.4ha) |
| 都市計画上の用途地域 | 市街化調整区域<br>(開発協議済み) | 工業専用地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業地域 |

資料：長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所（長崎テクノヒル茂木を除く）

(3)　産学連携・創業支援事業

○　事業目的

産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援することにより、本市の新たな産業の核となる企業を創出し、経済の活性化を図る。

○　事業概要

ア　「創業サポート長崎」による創業者支援

長崎市内における創業希望者に対し、本市産業雇用政策課が総合受付となり、12 の支援機関においてそれぞれの専門知識を活かしきめ細かい支援を行う。

支援機関：①長崎市産業雇用政策課、②長崎商工会議所、③長崎県産業振興財団、④長崎県（長崎県ビジネス支援プラザ）、⑤長崎県中小企業診断士協会、⑥日本政策金融公庫長崎支店、⑦十八銀行、⑧親和銀行、⑨長崎銀行、⑩東長崎商工会、⑪長崎市北部商工会、⑫長崎南商工会

イ　ながさき出島インキュベータ（通称：D-ＦＬＡＧ）の入居者支援

ながさき出島インキュベータは、大学が持つシーズや研究成果と地域の企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図ることを目的とした施設で、入居者に対する支援を県・市共同で行う。

(ｱ) 賃料補助

ながさき出島インキュベータの入居者のうち要件を満たす者について、賃料の一部を補助する。

(ｲ) 支援人材の配置等

入居者に対する起業支援活動が円滑に行われるよう、ながさき出島インキュベータにインキュベーション・マネージャー等を配置し支援業務を実施する。

## 7　商業振興対策

(1)　商業活性化支援事業補助

商工会、商工会議所、商店街振興組合、任意の商店街、市場、特定非営利活動法人、商店街を組織する事業協同組合等が実施する、商業活性化のための事業に対して、事業費の一部を助成することにより、本市商業の振興に寄与する。

| 事業名 | | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|---|
| 商業活性化支援事業 | 商店街魅力店舗創出事業 | 補助対象経費の5分の4以内 | 8,000千円 |
| | 商店街地域協働促進事業 | 補助対象経費の5分の4以内 | 3,000千円<br>(一部事業については8,000千円) |
| | 商店街にぎわいソフト事業 | 補助対象経費の5分の4以内 | 3,000千円<br>(一部事業については8,000千円) |
| | 頑張る商店街ステップアップ事業 | 補助対象経費の2分の1以内 | 1,000千円 |

(2)　商店街賑わい整備事業補助

商工会、商工会議所、商店街振興組合、商店街を組織する事業協同組合等が実施するアーケード・駐車場等の共同施設の整備、電子マネー・ポイントカード端末機等の共同設備の整備等に対して事業費の一部を助成することで、商店街の活性化を図る。

| 事　業　名 | 補　助　率 | 補　助　限　度　額 |
|---|---|---|
| 商店街賑わい整備事業 | 補助対象経費の3分の2以内 | 10,000千円<br>（アーケードの整備及び改修に係る経費については20,000千円） |

(3)　商店街持続化推進事業

商店街の課題解決に向け、主体的に考え実践する商業者の育成と、商店街・商業者間のネットワークの構築につなげ、商店街の持続可能な活性化の促進に取り組む。

商店街共通の課題に挙げられる後継者不足対策として、平成 30 年度から、商店街を「起業する場所」と捉え、空き店舗及び後継者のいない店舗と、創業希望者とのマッチングを図るなど、空き店舗を「うめる」ための対策と「増やさない」ための対策に取り組む。

(4)　長崎市中心市街地活性化協議会補助

長崎市中心市街地活性化協議会の運営費について長崎市が 2 分の 1 を補助し、協議会の主体的活動の活性化と資質向上を図る。

(5)　まちなか商店街誘客事業費補助

国内外からの観光客の誘客・消費拡大につながる意欲とアイデアのあるまちなか商業者（中心市街地活性化基本計画区域、平和町・松山町区域に店舗・事業所を有する小規模事業者）が実施する事業を支援することで、魅力ある個店を創出し、まちなかの回遊性を高めつつ観光客等の消費を喚起させ、商業集積全体の地域性や魅力の向上を図る。

| 事　業　名 | 補　助　率 | 補　助　限　度　額 |
|---|---|---|
| まちなか商店街誘客事業 | 補助対象経費の5分の4以内 | 200千円 |

(6)　メルカつきまち

ア　事業の目的

築町別館跡地に建設された「メルカつきまち」に公設市場、消費者センター、ホール、会議室等の公共施設を設置するとともに、立地条件の良さを生かし、市民生活に利便性のある公共公益機関を集積することによって、地域商業の活性化と魅力ある都心づくりを推進する。

イ　メルカつきまちの概要

(ｱ)場　　所　　築町3番18号

(ｲ)敷 地 面 積　　1,951.66 ㎡

(ｳ)建 築 面 積　　1,384.49 ㎡

(ｴ)延 床 面 積　　9,735.93 ㎡

(ｵ)構造・規模　　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）　地下１階地上６階建

(ｶ)建設事業主体　　長崎つきまち株式会社（長崎市 50%出資　第３セクター）

ウ　施設の構成

〔市の施設〕

地下１階：市設中央小売市場（築町市場）

４　　階：消費者センター（市民サービスコーナー、消費生活相談、パスポートセンター）

５　　階：ホール（最大 274 席）、会議室（最大 120 席）

屋　　上：二輪車等駐車場（172 台）

〔その他の施設〕

１～２階：商業施設（物販、飲食）

３　　階：公共施設（厚生労働省関連機関）

４　　階：公益企業等

６　　階：会社事務室・機械室等

駐 車 場：立体駐車場（70 台）

## ８　貿易振興対策

長崎港の地理的特性や海外との長い交流の歴史等の特性を活かして、海外貿易を積極的に推進することで、本市の経済発展を図ろうとするものである。

長崎港貿易の振興を目的として、平成 10 年 4 月に「長崎港活性化センター」を設立し、官民一体の貿易活動促進を進めている。平成 11 年 7 月からは「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」が就航し、この航路の維持拡大に努めている。なお、平成 25 年 6 月より、週 1 便から週 3 便へ増便となった。

(1)　航路の維持拡大

貨物取扱量の増を図るため、集荷活動を積極的に行うとともに、長崎港を利用する荷主企業に対して各種助成を行う。また、国際定期コンテナ航路維持・強化に向けた運航船社等との協議や、ポートセミナーを主軸とした長崎港及び航路のＰＲ活動を行う。

(2)　貿易情報の収集活動及び広報活動

日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）長崎貿易情報センターや長崎県貿易協会上海事務所等の協力のもと情報を収集するとともに、広報活動を行う。

(3)　講演会、研修会、説明会の開催

貿易に関する人材の育成を図るため各種団体との協力のもと貿易実務、語学などの海外展開に必要な知識の習得を目指す各種セミナー、講演会を開催する。

(4)　輸出入の状況　－長崎港－

平成 30 年の長崎港の動きは、コンテナ取扱数は前年より増加し、6,715（ＴＥＵ）となり、過去最高を記録した。これは、地場大手造船所による高付加価値船の建造にかかる輸入貨物が前年よりも増加したためである。

## ９　中小企業振興対策

(1)　商工団体の活動助成

(31.3.31)

| 区　　分 | 会　員　数 | H30 決算額 | H30 市補助実績 |
|---|---|---|---|
| 長崎地区商工会 | 4 商工会 | 238,006 千円 | 8,200 千円 |
| 県中小企業団体中央会 | 558 団体 | 265,003 千円 | 452 千円 |
| 長崎県発明協会 | 79<br>（法人 43、個人 36） | 62,816 千円 | 134 千円 |

(2)　長崎市中小企業サポート活動

豊富な知識・経験、高度な技術・技能をもった民間企業のＯＢ人材を活用した専門的な相談・指導により、中小企業や創業者が直面する経営や技術面での課題解決など、総合的かつ効果的な支援を行う。

○　事業の概要

相談員により、①中小企業等の相談窓口（造船造機技術相談・指導、金融相談、経営相談、雇用相談）、②その他中小企業の経営・採用支援（国・県の各種補助制度の活用支援、事業計画の精査、企業間連携へのアドバイス、採用に関する情報提供）などの業務を行っている。

○　相談員の専門分野

ア　造船造機技術指導員

造船造機中小企業の新規採用者等に対する技術・技能の伝承、高度溶接技術指導、溶接作業のコスト低減指導

イ　中小企業コーディネーター

中小企業の情報収集、国県市等の支援制度の紹介や関係機関への斡旋等、商品開発・販路拡大に関する助言・指導

ウ　雇用促進コーディネーター

企業と求職者双方の雇用・就労ニーズの把握、情報収集・提供等による採用・就職支援、国・県・市の支援制度の紹介・斡旋

エ　金融相談員

本市中小企業融資制度の利用希望者に対する相談、助言

(3)　長崎市中小企業融資制度の概要（31 年度）

| 資金名 | 融資要件概要 | 使途 | 限度額 |
|---|---|---|---|
| 小企業振興資金 | 小規模企業者で事業資金を必要とすること。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |
| 中小企業経営安定資金 | 事業資金を必要とすること。 | 運転<br>設備 | 5,000 万円 |
| 中小企業短期資金 | 事業資金を必要とすること。 | 運転 | 1,000 万円 |
| 中小企業災害復旧等支援資金 | り災証明を受けた者、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に規定する特例中小企業者又は市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に支障が生じていること。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |
| 中小企業連鎖倒産防止資金 | 取引の相手方たる事業者が倒産したものであること。 | 運転 | 2,000 万円 |
| 中小企業創業資金 | ①事業を営んでいないもので、近く新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有すること。<br>②事業開始後５年未満であること。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |
| 中小企業エコ資金 | 環境負荷の軽減を行う設備投資等に係る資金を必要とすること。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |
| 中小企業いきいき企業者支援資金 | ①自己保有(共同保有)している特許権・実用新案権・意匠権にかかる技術を利用し新規事業に取り組むこと。<br>②研究開発のために国、県及び関係団体が交付する助成金等を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組むこと。<br>③長崎市から製品・技術「優れモノ」認証を受けた者又は長崎市ブランド振興会から長崎市特産推奨品の認定を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。<br>④国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、商品開発又は販路拡大に取り組むこと。<br>⑤公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的にビジネスプランに取り組むこと。<br>⑥商店街の活性化のため商店街の空き店舗を利用した開業を行うこと。<br>⑦個人観光客向け宿泊施設、外国人観光客、コンベンション開催等に対応する施設の改修事業を行うこと。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |
| 中小企業いきいき労働環境整備資金 | ①従業員住宅、保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。<br>②従業員が 100 人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。<br>③常時雇用している障害者の割合が全体の 3.6%以上であること。<br>④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し就職支援を積極的に行っていること。 | 運転<br>設備 | 2,000 万円 |

| 資金名 | 利率(年) | 融資期間<br>(据置期間) | 保証料（年）<br>※保証人・担保は金融審査により決定 | 30年度<br>融資実績 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 件数 | 件数 |
| 小企業振興資金 | 変動金利<br>(1年超3年以内)短プラ以内<br>(3年超)短プラ＋0.2%以内<br>※短プラ=各行短期プライムレート | 1～7年以内<br>(1年以内) | 0.45～1.425%<br>(特別小口・経営安定関連特例・経営力強化保証を利用する場合は、市が全額補給) | 34 | (千円)<br>136,610 |
| 中小企業経営安定資金 | 変動金利<br>(1年超3年以内)短プラ＋0.1%以内<br>(3年超)短プラ＋0.3%以内 | 1～10年以内<br>(1年以内) | 0.45～1.9% | 13 | 164,500 |
| 中小企業短期資金 | 変動金利<br>短プラ以内 | 1年以内 | 0.45～1.52% | 52 | 353,800 |
| 中小企業災害復旧等支援資金 | 固定金利　1.4% | 運転資金7年以内<br>設備資金10年以内<br>(いずれも1年以内) | 市が全額補給 | 0 | 0 |
| 中小企業連鎖倒産防止資金 | 固定金利　1.4% | 7年以内<br>(1年以内) | 市が全額補給 | 0 | 0 |
| 中小企業創業資金 | 固定金利　1.4% | 運転資金7年以内<br>(1年以内)<br>設備資金10年以内<br>(2年以内) | 市が全額補給 | 40 | 210,200 |
| 中小企業エコ資金 | 固定金利　1.4% | 運転資金7年以内<br>設備資金10年以内<br>(いずれも1年以内) | 市が全額補給 | 12 | 31,320 |
| 中小企業いきいき企業者支援資金 | 固定金利　1.4% | 運転資金7年以内<br>設備資金10年以内<br>(いずれも1年以内) | 市が全額補給 | 0 | 0 |
| 中小企業いきいき労働環境整備資金 | 固定金利　1.4% | 運転資金7年以内<br>設備資金10年以内<br>(いずれも1年以内) | 市が全額補給 | 0 | 0 |

(4)　若年者雇用促進事業

若年者の地元就職・定着を促進するため、地元企業及び長崎で暮らす魅力の情報発信と地元企業の採用活動の促進に取り組む。

情報発信の取組みとして、地元企業の知名度向上を目的とした企業紹介番組の制作や地元企業及び長崎で暮らす魅力を発信する書籍の発刊、地元企業のインターンシップ情報の発信のほか、学生の就職先の決定に影響力を持つ保護者を対象とした地元就職セミナー、学生と企業の採用担当者との交流会、主として福岡に進学した学生を対象とした福岡県での地元企業研究会を開催する。

また、地元企業の採用活動促進の取組みとして、採用活動に有効な手法などをテーマとした企業向けセミナーを開催するとともに、その実践を支援するため、ホームページの作成・改修、インターンシップの受入れ等に係る経費の一部を助成し、地元企業の積極的な採用活動を促す。加えて、県外で開催される企業面談会等に出展する際の経費の一部を助成し、県外からの人材確保に向けた支援を行う。

(5)　働きやすい職場環境の確保

労働関係団体に対して、労働者が働きやすい職場環境の確保とその充実を図るための取組みに助成を行っている。

(6)　福利厚生

一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター

中小企業と大企業との間で水準の差が激しい勤労者福祉について、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることは、労働行政を推進していく上からも重要な施策の一つであり、人材の確保・定着・勤労意欲の向上を図るためには福利厚生面の充実が不可欠である。

長崎市勤労者サービスセンターは、中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的として創設された国の「中小企業勤労者総合福祉推進事業」の指定を受け、平成 2 年 8 月に長崎市が中心となって設立された団体であり、平成 7 年 12 月に財団法人化され、平成 23 年 8 月に一般財団法人へ移行した。現在は、会員事業所数 1,881 か所、会員数 10,950 人（平成 31 年 3 月末）を有している。

(7)　経済活性化審議会の設置

平成 5 年度に長崎市雇用問題審議会が設置され、労働問題や各種対策について、関係各界各層の委員により幅広く調査及び審議がなされ、本市の施策へ反映してきたが、近年の経済の回復基調に伴い、雇用に限らず経済成長を切り口とした調査審議を実施するため、雇用問題審議会を発展的に廃止し、長崎市経済活性化審議会を平成 28 年 7 月に設置した。

今後も雇用問題や労使関係を審議すると共に、経済成長戦略の策定や各種事業に係る調査審議を実施することとしている。

# 市　　場

## 1　中央卸売市場

生鮮食料品の流通及び消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域以外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、卸売市場法に基づき、昭和 50 年 7 月に開業した。当中央卸売市場の取扱品目の部類は、青果物とし、野菜・果実及びこれらの加工品等である。

(1)　市場の機構　　職員 8 人

市場長 1 ― 次長 1 ―係長 1― 職員 5（再任用職員 1　を含む）

卸　売　会　社（2 社）　　（元. 6. 1）

| 会　社　名 | 資本金（万円） | 総員数（人） | 役　員（人） | 従業員（人） |
|---|---|---|---|---|
| 長崎大同青果㈱ | 5,000 | 59 | 7 | 52 |
| ㈱長　　果 | 5,000 | 57 | 5 | 52 |

仲卸業者　　18

売買参加者　　143

関連事業者　　12

(2)　施設及び規模

場　　所　長崎市田中町 279 番地 4

敷地面積　73,417 ㎡　　建物延面積　36,251 ㎡

| 施設の種類 | | 規　模 | 摘　要（構造等） |
|---|---|---|---|
| 卸売場棟 | | 31,026 ㎡ | 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 内訳 | 卸売場 | 14,145 ㎡ | 低温卸売施設 100 ㎡×2 基 |
| | 仲卸売場 | 7,863 ㎡ | |
| | 買荷保管積込所 | 5,165 ㎡ | |
| | 関係業者事務所 | 2,118 ㎡ | |
| | その他 | 1,735 ㎡ | 通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等 |
| 冷蔵庫棟 | | 1,412 ㎡ | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 管理棟 | | 855 ㎡ | 鉄筋コンクリート造 3 階建 |
| 関連商品売場棟 | | 1,640 ㎡ | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| 倉庫棟 | | 1,045 ㎡ | 鉄骨造平家建 |
| その他 | | 273 ㎡ | 守衛棟･屋外便所等 |
| 計 | | 36,251 ㎡ | |
| 屋上駐車場 | | 3,714 ㎡ | 122 台 |
| 平面駐車場 | | 18,400 ㎡ | 667 台（アスファルト舗装） |
| 緑地 | | 2,371 ㎡ | |
| 公園 | | 1,617 ㎡ | 2 ヶ所 |

(3)　市場建設時の事業費内訳

・工事期間　　昭和 49 年 1 月～50 年 6 月

・総工事費　　41 億 6,037 万 4,000 円

（国庫補助金　10 億 6,500 万円　地方債　30 億 9,400 万円　一般財源　137 万 4,000 円）

・内　　訳　　建設費　33 億 374 万 4,000 円　　用地購入費　8 億 5,663 万円

(4)　主要施設使用料（月額）

卸売業者　（卸売業者市場使用料）　卸売金額（税抜）の 1,000 分の 3

（卸売業者売場使用料）　100 円／㎡

仲卸業者　（仲卸業者市場使用料）　長崎市中央卸売市場業務条例第 49 条第 2 項の許可又は承認を受けた販売金額（税抜）の 1,000 分の 3

（仲卸業者売場使用料）　600 円／㎡

関連事業者　（関連事業者市場使用料）1,290 円／㎡

※　使用料は、上記により算定した額に、100 分の 110 を乗じて得た額

(5)　総売上高実績表

（30 年度）

| 野菜 | | 果実 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 取扱量 | 取扱金額 | 取扱量 | 取扱金額 | 取扱量 | 取扱金額 |
| トン | 千円 | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 48,457 | 9,364,386 | 18,060 | 5,742,593 | 66,517 | 15,106,979 |

## 2　市設小売市場

（31.4.1）

| 名　称 | 所在地 | 沿　革 | 施設（建物・土地） | 区画数（事業者数） |
|---|---|---|---|---|
| ①長崎市設中央小売市場 | 築町 3 番 18 号「メルカつきまち」地下 1 階 | 大正 13 年 10 月総工費 22 万円で建設、終戦後占領軍のトラック置場として使用、昭和 22 年 9 月、再び開場した。建物の老朽化のため平成元年 6 月解体となり、元年 4 月 1 日より賑町地内の仮設店舗にて仮営業していたが、10 年 9 月に築町の「メルカつきまち」内で営業することとなった。 | 鉄骨鉄筋コンクリート造（賃貸借）市場面積 1,396.28 ㎡ | 20（19） |

| | 種　別 | 単　位 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 市場使用料 | 店　舗 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 3,272 円 |
| | 倉　庫 | 1 平方メートルにつき 1 月 | 1,308 円 |

使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは 50 銭未満については、その端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満についてはその端数を切り上げる。

| 名　　称 | 所　在　地 | 沿　　革 | 施設（建物・土地） | 区画数<br>（事業者数） |
|---|---|---|---|---|
| ②長崎市設<br>高島市場 | 長崎市高島町<br>2706 番地 8 | 生鮮食料品その他の食料品並びに生活用品等を販売させるため、昭和 46 年 7 月 1 日に開設された。 | 鉄筋コンクリート造<br>平屋建 | 5（4） |

| | 種　　別 | | 単　　位 | 金　　額 |
|---|---|---|---|---|
| 市場使用料 | 店　　舗 | 開口部 3 メートル未満 | 1 店舗につき 1 月 | 10,038 円 |
| | | 開口部 3 メートル以上 | 1 店舗につき 1 月 | 12,414 円 |
| | 倉　　庫 | 開口部 3 メートル未満 | 1 倉庫につき 1 月 | 5,019 円 |
| | | 開口部 3 メートル以上 | 1 倉庫につき 1 月 | 6,202 円 |
| | 共　同　店　舗 | | 1 区画につき 1 日 | 216 円 |

| 名　　称 | 所　在　地 | 沿　　革 | 施設（建物・土地） | 区画数<br>（事業者数） |
|---|---|---|---|---|
| ③長崎市設<br>池島総合<br>食料品小売<br>センター | 長崎市池島町<br>1278 番地 12 | 住民の消費生活の利便性を図るため、生鮮食料品及びその他の食料品並びに生活必需品を販売させるため昭和 54 年 11 月 22 日に開設された。 | 鉄骨造 2 階建<br>（土地は賃貸借） | 2<br>（1） |

| | 種　　別 | | 単　　位 | 金　　額 |
|---|---|---|---|---|
| 市場使用料 | 店　　舗 | 15.9 平方メートル | 1 店舗につき 1 月 | 10,594 円 |
| | | 10.5 平方メートル | 1 店舗につき 1 月 | 6,788 円 |
| | | 9.4 平方メートル | 1 店舗につき 1 月 | 6,274 円 |
| | | 8.9 平方メートル | 1 店舗につき 1 月 | 5,760 円 |
| | 生　産　者　売　場 | | 1 区画につき 1 日 | 102 円 |
| | 臨　時　店　舗 | | 1 区画につき 1 日 | 2,118 円 |

# 物　産　振　興

## 1　特産品の販路拡大

長崎市には、歴史・文化や自然・風土などその地域の特性を活かした特産品が数多くあるものの、製造販売業者の大半が小規模企業で、生産力や営業力が弱く、地元地域での販売にとどまっているものが多い。そのため、そのような事業者に代わって域外の販路を開拓するとともに、地域のブランディングを担う事業者の育成に取り組んでいるほか、商工部、水産農林部が連携して、県内外のイベント・物産展への出展や商談会の斡旋、特産品のPR、情報発信を行っている。

〈事業内容〉

(1)　地域商社育成支援事業

市内事業者に代わって域外への販路開拓及び地域のブランディングに取り組んでいる地域商社 2 者の活動を平成 30 年度から令和 2 年度まで継続して支援するとともに、専門家に委託してその活動への指導・助言を行う。

(2)　物産振興推進に係る取組

ア　市内外での物産展及び商談会の開催・斡旋

イ　長崎街道シュガーロードの歴史・文化の掘り起こしによる情報発信

## 2　特産品のブランド化の推進

平成 9 年 9 月に特産品製造・販売業者、長崎商工会議所、長崎市から構成される「長崎市ブランド振興会」（会員業者数 53：平成 31 年 4 月 1 日現在）を設立し、地場産業の振興を目的として、本市の優れた特産品の品質保持、販路拡大等の各種事業を実施している。

また、水産練り製品製造業者、市内経済団体、金融機関等と連携して水産練り製品のブランド化等に取り組んでおり、長崎かまぼこの認知度を高め、新たな需要の喚起、販路拡大を図る。

〈事業内容〉

(1)　長崎市ブランド振興会

ア　「長崎市特産推奨品」の認定・宣伝普及

イ　物産展の開催・斡旋

ウ　インターネット等を活用したＰＲ・販売促進

# 観　　光

長崎市は、1571 年（元亀 2 年）のポルトガル船の来航以来、ポルトガルやオランダ、中国など海外との交流を通して、多種多様な伝統や文化を生み出しながら発展してきた。特異な歴史に育まれ、出島、唐人屋敷跡、グラバー園をはじめ数々の国際性豊かな観光資源が存在し、港を取り囲む斜面市街地は、美しい景観を醸し出し、歴史のまち、ロマン漂うまちとして多くの方々に親しまれる国際観光都市である。

また、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月に近隣する 7 町と合併したことにより、自然やキリシタン文化、温泉など今までなかった新たな観光資源が加わるとともに、長崎自動車道の延伸や、ながさき出島道路の開通によるアクセスの向上、出島の復元事業、長崎歴史文化博物館、長崎水辺の森公園、長崎県美術館及び世界でも有数の斜張橋の女神大橋などが新たに整備された。さらに、平成 34 年には九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の全線開通が見込まれ、新しい長崎市へと大きく発展しようとしている。

長崎市を訪れた観光客数は、長崎「旅」博覧会が開催された平成 2 年の約 628 万人をピークに減少傾向を続け、平成 16 年は約 493 万人となった。しかし、平成 18 年には全国ではじめてのまち歩き博覧会である「長崎さるく博'06」の開催に加え、「長崎ランタンフェスティバル」、「長崎帆船まつり」など既存イベントの集客数増加も達成し、約 570 万人の観光客数となった。

その後は、「長崎さるく」の通年での実施や、端島見学施設、亀山社中記念館といった新たな観光施設のオープン（平成 21 年）、「世界新三大夜景」への認定（平成 24 年）等、観光資源のさらなる磨き上げにより観光客数は増加傾向となった。平成 26 年には「長崎がんばらんば国体・大会」の開催等による入込客数の増加や国際クルーズ客船の入港、外国人宿泊客の増加等により、観光客数が過去最高の 630 万人に達した。

平成 27 年 7 月には、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録され、構成資産である旧グラバー住宅（グラバー園）や端島炭坑（通称：軍艦島）の入込客数は前年を大きく上回った。また、10 月に札幌市、神戸市とともに「日本新三大夜景都市」にも選出された夜景観光が好調を継続し、平成 27 年の観光客数は約 669 万人となった。

平成 30 年は、国際クルーズ船の入港実績が前年度より 47 隻減の 216 隻と、乗客乗務員数が大幅に減少したものの、航空機や自動車による入込は増となったことにより、観光客数は過去最高だった平成 29 年に次ぐ、約 706 万となった。

今後は、平成 28 年 1 月に選定された訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成する「観光立国ショーケース」による国からの支援を最大限に活かし、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて観光資源の磨き上げやストレスフリーの環境整備、海外への情報発信を一層推進する。また、交流人口の拡大・地域経済の活性化のため、民間主導による観光地域づくりの推進主体であるＤＭＯ(Destination Management/Marketing Organization)の形成・確立に向けて、産学官のさらなる連携推進を図る。

## 1　観光客数

(1)　年次別入市客数、観光客数及び消費額

| 年別 | 入市客数(人) | 観光客 | | | | | 観光客の消費額(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計　(人) | 宿　泊(人) | 比率(%) | 日帰り(人) | 比率(%) | |
| 28 | 9,687,500 | 6,723,500 | 2,515,700 | 37.4 | 4,207,800 | 62.6 | 131,378,500 |
| 29 | 10,036,700 | 7,077,700 | 2,556,900 | 36.1 | 4,520,800 | 63.9 | 145,846,150 |
| 30 | 10,025,800 | 7,055,400 | 2,665,600 | 37.8 | 4,389,800 | 62.2 | 149,689,454 |

(2)　個人・団体別観光客数

| 種別 | 総　計 | 個　人 | | 団体 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計 | | 一　般 | | 修学旅行 | |
| 年別 | 人員(人) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) |
| 28 | 6,723,500 | 5,812,600 | 86.5 | 910,900 | 13.5 | 636,300 | 9.5 | 274,600 | 4.0 |
| 29 | 7,077,700 | 6,124,800 | 86.5 | 952,900 | 13.5 | 658,100 | 9.3 | 294,800 | 4.2 |
| 30 | 7,055,400 | 6,202,900 | 87.9 | 852,500 | 12.1 | 563,300 | 8.0 | 289,200 | 4.1 |

(3)　交通機関別観光客数

| 種別 | 総　計 | J　R | | 自動車 | | 航空機 | | 船　舶 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年別 | 人員(人) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) | 人員(人) | 比率(%) |
| 28 | 6,723,500 | 1,291,700 | 19.2 | 3,870,900 | 57.6 | 681,700 | 10.1 | 879,200 | 13.1 |
| 29 | 7,077,700 | 1,266,400 | 17.9 | 3,872,800 | 54.7 | 724,900 | 10.2 | 1,213,600 | 17.2 |
| 30 | 7,055,400 | 1,236,000 | 17.5 | 3,979,400 | 56.4 | 741,800 | 10.5 | 1,098,200 | 15.6 |

(4)　宿泊施設の状況　　(平成30年4月1日現在)

| 種　別 | 軒数 | 和室 | | 洋室 | | 和洋室 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 室　数 | 収容人員 | 室　数 | 収容人員 | 室　数 | 収容人員 | 室　数 | 収容人員 |
| | 軒 | 室 | 人 | 室 | 人 | 室 | 人 | 室 | 人 |
| ホテル | 27 | 108 | 591 | 2,546 | 4,860 | 103 | 579 | 2,757 | 6,030 |
| 旅館 | 36 | 639 | 2,460 | 79 | 132 | 53 | 280 | 771 | 2,872 |
| ビジネスホテル | 27 | 58 | 190 | 2,198 | 3,094 | 8 | 37 | 2,264 | 3,321 |
| 民宿・ペンション | 37 | 248 | 559 | 53 | 81 | 19 | 35 | 320 | 675 |
| ユースホステル | 6 | 27 | 111 | 26 | 129 | 10 | 45 | 63 | 285 |
| 公営宿泊施設 | 15 | 98 | 500 | 226 | 1,082 | 20 | 120 | 344 | 1,702 |
| 合　計 | 148 | 1,178 | 4,411 | 5,128 | 9,378 | 213 | 1,096 | 6,519 | 14,885 |

(5)　外国人観光客

過去３ヵ年の外国人宿泊者数

（単位：人）

| 順位 | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国籍・地域 | 人数 | 国籍・地域 | 人数 | 国籍・地域 | 人数 |
| 1 | 韓国 | 76,262 | 韓国 | 83,920 | 韓国 | 98,875 |
| 2 | 台湾 | 49,444 | 台湾 | 52,604 | 中国 | 51,228 |
| 3 | 中国 | 46,797 | 中国 | 47,745 | 台湾 | 36,814 |
| 4 | アメリカ | 14,029 | アメリカ | 16,197 | アメリカ | 16,494 |
| 5 | 香港 | 12,198 | 香港 | 13,746 | 香港 | 13,312 |
| 6 | ドイツ | 10,119 | タイ | 7,831 | シンガポール | 8,354 |
| 7 | タイ | 7,698 | シンガポール | 5,265 | ドイツ | 7,559 |
| 8 | シンガポール | 6,704 | フィリピン | 4,903 | タイ | 6,396 |
| 9 | オーストラリア | 5,804 | ドイツ | 4,194 | オーストラリア | 6,212 |
| 10 | イギリス | 4,718 | オーストラリア | 3,957 | イギリス | 4,927 |
| 11 | フランス | 4,594 | イギリス | 3,778 | フィリピン | 4,560 |
| 12 | オランダ | 4,594 | オランダ | 2,826 | フランス | 4,437 |
| 13 | フィリピン | 4,501 | フランス | 2,588 | カナダ | 2,571 |
| 14 | カナダ | 2,483 | インドネシア | 2,326 | オランダ | 2,540 |
| 15 | ノルウェー | 2,452 | カナダ | 1,993 | マレーシア | 2,418 |
| | その他 | 57,989 | その他 | 43,609 | その他 | 39,322 |
| 合計 | | 310,386 | | 297,482 | | 306,019 |

(6)　国内・国際クルーズ客船乗客・乗務員数

| | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 隻数 | 推計 | 隻数 | 推計 | 隻数 | 推計 | 前年比 |
| 計 | 197隻 | 717,288人 | 267隻 | 1,052,455人 | 220隻 | 936,046人 | ▲11.1% |

## ２　令和元年度主要観光施策

**私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします**

**交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します**

### 長崎独自の観光資源を掘り起こし、磨きます

１　長崎くんち踊り会場運営費
　本市の代表的なまつりである「長崎くんち」を市民や観光客に幅広く知ってもらうための踊り会場の運営

２　観光イルミネーション事業費
　冬期の観光客誘致のため、グラバー園のＬＥＤでのイルミネーション装飾を実施

３　観光施設ライトアップ事業費
　夜の賑わいを創出するために、観光施設のライトアップを実施

４　長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金
　冬季の観光オフシーズンの集客対策及び夜型観光の誘発対策として、中国の旧正月期間中にランタンやオブジェによる幻想的な灯りの演出や中国色豊かなイベントを実施

５　長崎帆船まつり事業共催費負担金
　出島・常盤地区の賑わいを創出する長崎帆船まつりの開催

６　長崎ペーロン選手権大会共催費負担金
　長崎の伝統行事であるペーロンを市民や観光客に広く認知してもらい、観光客の増加を図る

７　長崎市郷土芸能保存連合会補助金
　伝統芸能としての「長崎くんち」や市内各地に伝わる「郷土芸能」の保存振興を図り、観光客が楽しめるイベントとして育成するための支援

８　亀山社中記念館運営費
　施設の適正な運営管理や、姉妹友好館との連携などを実施

９　端島見学施設運営費
　世界文化遺産の構成資産である端島（通称：軍艦島）への上陸観光用施設の運営

### 国内外からの観光客、ＭＩＣＥの誘致を図ります

１　ＭＩＣＥ推進費
　交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、ＭＩＣＥの誘致・受入を推進

２　観光動向調査費
　イベントの集客数、経済波及効果調査の実施及び今後の観光客誘致への活用

３　コンベンション開催費補助金
　コンベンション誘致のため、コンベンション開催団体への補助金の交付

４　宣伝活動費
　観光客誘致のためのイベント、観光施設等の宣伝広告

５　観光情報発信事業費
　観光客誘致のためのＩＴを活用した観光情報の発信

６　国内観光客誘致対策費
　国内観光客誘致の推進

7　交通事業者連携事業費
交通事業者との連携を図りながら、情報発信をはじめとした積極的なＰＲを実施
8　アジア・国際観光客誘致対策費
外国人観光客を増加させるため、受入態勢の整備及び誘致活動を実施
9　釜山広域市職員派遣費
釜山広域市観光協会に事務所を設置し、韓国人観光客の誘致及び特産品の販路拡大を推進
10　長崎港クルーズ客船受入委員会負担金
長崎港に来航するクルーズ客船受入行事・接遇を実施
11　世界・日本新三大夜景推進費
「世界新三大夜景」及び「日本新三大夜景」として認定された長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、さらなる観光客誘致、宿泊滞在型観光の推進を図る

**交流のための都市機能を高め、受入態勢の整備とおもてなしの充実を図ります**

1　世界遺産観光客受入費
「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据えた来訪者の円滑な受入態勢の整備
2　ＤＭＯ推進費
交流の産業化による長崎創生の実現に向け、地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「長崎市版ＤＭＯ」の形成・確立のための支援
3　交流拠点施設整備事業費
交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、コンベンションホール、イベント・展示ホール、会議室及び駐車場を備えた「出島メッセ長崎」と民間収益施設からなる複合施設の整備
4　外国人観光客受入環境整備費
外国人観光客がストレスなく滞在や観光を楽しむための環境整備
5　外国人観光客おもてなし施設運営費
外国人観光客の利便性向上を図るための、免税手続き一括カウンター等の機能を備えた施設の運営
6　伊王島ふれあい広場運営費
観光情報の提供やイベント誘致のため、伊王島ふれあい広場の運営
7　野母崎炭酸温泉Alega軍艦島施設整備事業費
野母崎炭酸温泉Alega軍艦島の利便性向上を目的とした施設整備

## 3　令和元年度観光行事等に対する負担金及び補助金

(1)　郷土芸能保存及び振興

| | |
|---|---|
| 長崎市郷土芸能保存連合会補助金 | 38,350 千円 |

(2)　特色あるイベントの振興

| | |
|---|---|
| 長崎ペーロン選手権大会共催費負担金 | 14,450 千円 |
| 長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金 | 96,144 千円 |
| 長崎帆船まつり事業共催費負担金 | 40,000 千円 |
| 長崎居留地まつり事業共催費負担金 | 500 千円 |

## 4　主な観光行事（令和元年度）

| イベント名 | 日　　程 | 場　　所 | 前回実績 | イベント内容 |
|---|---|---|---|---|
| 長崎さるく | 通　　年 | 市内一帯 | ― | 自由気ままに長崎を散策する「遊さるく」や長崎名物ガイドが案内する「通さるく」のほか長崎ならではの体験や「食」を楽しめる「学さるく」など、多彩なメニューを用意しています。 |
| 長崎ハタ揚げ大会 | 4月1日(日) | 唐八景公園 | 約10,000人 | ハタどうし掛け合って相手のハタを切るハタ合戦や親子ハタ揚げ教室など、家族で楽しめる催しが行われます。 |
| ２０１９長崎帆船まつり | 4月18日(木)<br>～22日(月) | 長崎港<br>(長崎水辺の森公園他) | 約275,000人 | 国内を中心に、海外からの帆船も長崎港に集結します。その風景は港町長崎そのものです。 |
| 祇園祭<br>(ぎおんまつり) | 7月26日(金)<br>～28日(日) | 八坂神社 | 数千人 | 週末の八坂神社周辺に露店が並び、賑わいをみせます。また、ほおずきの切花や鉢も用意をしています。地元で「ぎおんさん」と親しまれている夏祭りです。 |
| ながさきみなとまつり | 7月27日(土)<br>～28日(日) | 長崎水辺の森公園 | 約150,000人 | ステージイベントなどが行われます。花火も打ち上げられ、会場内には屋台も出店され、子どもから大人まで楽しめます。 |
| 長崎ペーロン選手権大会 | 7月27日(土)<br>～28日(日) | 松が枝国際観光埠頭 | 約35,000人 | 港を中心に栄えた長崎の夏の一大イベント。各地区の代表だけではなく、職域、中学生及び女性チームも熱戦を繰り広げます。 |
| 精霊流し | 8月15日(木) | 市内中心部一帯 | 不明 | 初盆の霊を船に乗せ、極楽浄土へ送り出す長崎の伝統行事です。夕闇がせまるころ、町のあちこちから出発を知らせる鐘の音が響いてきます。耳をつんざく爆竹の音、「チャンコンチャンコンドーイドーイ」の掛け声とともに行列は夜遅くまで続きます。 |
| 中国盆会 | 8月26日(月)<br>～28日(水)<br>(旧暦7月26日～28日) | 崇福寺 | 数千人 | 中国式の盆祭りで、全国から多くの華僑が集まり先祖の霊を慰めます。最終日の夜になると美しい金山、銀山の飾りものが焼かれ、境内は大変な賑わいです。 |
| ２０１９長崎居留地まつり | 9月14日(土)<br>～16日(月・祝) | 東山手<br>南山手<br>大浦一帯 | 約20,000人 | 異国情緒豊かな東山手・南山手・大浦地区で開催されるまつり。オランダ坂かけあがり大会や居留地大バザールなど多彩なイベントが催されます。 |
| 長崎くんち | 10月7日(月)<br>～ 9日(水) | 諏訪神社他 | 不明 | 諏訪神社の秋の大祭で、旧暦の 9 月 9 日に行ったことから、9 日すなわち「くんち」と呼ばれるようになったといわれています。踊町（出演者）は 7 年に 1 度、出番がまわってきます。370 余年の歴史と伝統があり、秋の長崎を代表するまつりです。「長崎くんちの奉納踊」は、昭和 54 年に国の重要無形民俗文化財に指定されています。 |
| 竹ン芸 | 10月14日(月・祝)<br>～15日(火) | 若宮稲荷神社 | 数千人 | 若宮稲荷神社の秋のまつりに奉納される行事で、男狐・女狐の面をつけた 2 人の若者が、高さ 10m余りの 2 本の青竹の上で曲芸をします。 |
| ２０２０長崎ランタンフェスティバル | 1月24日(金)<br>～2月 9日(日) | 湊公園、中央公園他 | 約980,000人 | 長崎の冬の一大風物詩。長崎にゆかりの深い中国の旧正月を祝うまつりです。約 1 万 5 千個のランタン（中国提灯）が長崎の街を極彩色に染めます。中国にちなんだイベントも盛りだくさんです。 |

## 5　観光施設事業

(1)　グラバー園の概要

昭和 32 年 10 月 10 日、三菱重工業株式会社長崎造船所の創業 100 年祭の記念行事の一つとして、旧グラバー住宅の建物、庭園 4,224 ㎡を同社から寄贈を受け、一部を改修して、昭和 33 年に市営の観光施設としてオープンした。

その後毎年施設の整備充実を図り、昭和 40 年度に旧リンガー住宅・庭園 5,015 ㎡、昭和 45 年度に旧オルト住宅・庭園 6,131 ㎡等を加え、更に 5 ヶ年計画で約 7 億円を投じて、庭園の拡張、洋館 4 棟の移築、壁泉、動く歩道を設置して総面積も 29,397 ㎡と拡大され、昭和 49 年 9 月 4 日、「グラバー園」と名称を改めオープンした。さらに、昭和 63 年 4 月から入園者の利便を図るため、2 基の「エスカレーター」（長さ各 12.5m）を設置し、平成 5 年より、毎年 7 月中旬から 10 月中旬にかけて、夜間開園を実施している。平成 11 年 3 月には重要文化財旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅について展示リニューアルを行った。また、平成 13 年度から 14 年度までの 2 ヶ年事業として大規模リニューアル工事を実施し、園内のバリアフリー化と入園者の利便性を図るため旧三菱第二ドックハウス横に第 2 ゲートの新設を行った。なお、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて園内に設置してある輸送機器「動く歩道」2 基の全面改修を、平成 26 年度から平成 28 年 4 月にかけて旧三菱第二ドックハウスの耐震改修を、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて旧スチイル記念学校の耐震化整備を行った。平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、旧グラバー住宅の保存修理を行っている。

ア　管理運営の状況

平成 20 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体

※平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

イ　収支状況（平成 30 年度決算見込）

歳入、歳出総額ともに　2 億 6,193 万 4,144 円となっている。なお、平成 30 年度においては一般会計へ 3,784 万 7,917 円繰り出している。

ウ　グラバー園入場者数の推移　（単位：人）

| 年度 | 個　人 | 団　体 | 夜間独占使　用 | 無　料 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 690,353 | 284,506 | 1,948 | 58,989 | 1,035,796 |
| 27 | 822,296 | 320,602 | 3,653 | 74,692 | 1,221,243 |
| 28 | 663,662 | 266,357 | 1,847 | 55,956 | 987,822 |
| 29 | 656,927 | 281,657 | 2,709 | 54,782 | 996,075 |
| 30 | 638,123 | 256,850 | 1,433 | 48,374 | 944,780 |

(2)　長崎ロープウェイの概要

昭和 34 年から長崎観光開発株式会社により本市の景勝地稲佐山にロープウェイが運行されていたが平成 10 年 3 月 31 日付けで解散し、平成 10 年 4 月 1 日にその稲佐山資産が長崎市に無償譲渡された。

そのため、同日より観光振興及び市民の福祉の増進を図ることを目的にロープウェイ・スカイウェイの索道事業を引き継ぎ、運行を開始したが、スカイウェイについては、施設の老朽化により平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止され、現在はロープウェイのみの運行となっている。また、平成 23 年 11 月 1 日には、ゴンドラのリニューアルを行った。平成 27 年 5 月から平成 28 年 2 月にかけては、全面運休して待合所及び駅舎の耐震化等工事を行った。

参考：ロープウェイ開業　昭和 34 年 10 月 4 日　／　スカイウェイ開業　平成　2 年 8 月 1 日
スカイウェイ廃止　平成 20 年 3 月 31 日

| 索道型式 | 三線交走式普通索道 |
|---|---|
| 搬　　器 | 31 人乗り　2 両 |
| 9：00 ～ 18：00　毎時輸送量<br>18：00 ～ 22：00　毎時輸送量 | 186 人<br>248 人 |

ア　管理運営の状況

平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：一般財団法人　長崎ロープウェイ・水族館

※平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

イ　収支状況（平成 30 年度決算見込）

歳入総額 1 億 2,328 万 8,628 円に対し、支出総額 1 億 1,125 万 2,253 円となっており、差額の 1,203 万 3,675 円を繰り越している。なお、平成 30 年度においては、230 万 7,000 円を一般会計に繰り出している。

ウ　長崎ロープウェイ利用者数の推移　（単位：人）

| 年度 | 個　人 | 団　体 | 無　料 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 26 | 164,043 | 22,911 | 3,411 | 190,365 |
| 27 | 54,567 | 5,339 | 856 | 60,762 |
| 28 | 171,687 | 20,491 | 3,040 | 195,218 |
| 29 | 172,623 | 24,093 | 4,868 | 201,584 |
| 30 | 167,698 | 23,563 | 4,068 | 195,329 |

(3)　主な市の観光施設

| 施　設　名 | 所　在　地 | 所管課 | 施　設　概　要 |
|---|---|---|---|
| グラバー園 | 長崎市南山手町 8-1 | 観光政策課 | 旧グラバー邸、旧リンガー邸、旧オルト邸 |
| 長崎ロープウェイ | 長崎市淵町 8-1<br>長崎市稲佐町 364-1 | 観光政策課 | 淵町と稲佐山山頂を結ぶロープウェイ |
| 永井隆記念館 | 長崎市上野町 22-6 | 平和推進課 | 如己堂、永井隆博士の遺品、写真、著書、映像ソフト、児童図書を中心とする図書室 |
| 平和公園（祈念像地区） | 長崎市松山町 2400-2 | 中央総合事務所 | 平和祈念像、平和の泉、平和モニュメント、長崎の鐘 |
| 平和公園（中心地地区） | 長崎市松山町 2400-3 | 中央総合事務所 | 原子爆弾落下中心地碑、浦上天主堂遺壁、被爆 50 周年記念事業碑 |
| 長崎原爆資料館 | 長崎市平野町 7-8 | 平和推進課 | 常設展示室（原爆被災資料）、企画展示室、ビデオルーム、資料館ホール、平和学習室、図書室 |
| 長崎歴史文化博物館 | 長崎市立山 1 丁目 1 番 1 号 | 文化財課 | 常設展示室、長崎奉行所復元展示室、企画展示室、、レファレンスルーム、ホール、体験工房など |
| 科学館（スターシップ） | 長崎市油木町 7-2 | 生涯学習課 | 展示室、科学実験室、工作室、学習室、プラネタリウム、全天周映画、第 1 天文台、第 2 天文台、星空広場 |
| いこいの里あぐりの丘 | 長崎市四杖町 2671-1 | 農林整備課 | 飲食施設、遊具施設、体験施設、バラ園など |
| 歴史民俗資料館 | 長崎市平野町 7-8 | 文化財課 | ポルトガル・中国・オランダ・長崎などの民俗資料、長崎の考古資料 |
| 稲佐山公園（展望台） | 長崎市稲佐町 364 | 中央総合事務所 | 屋上展望所、多目的ホール、レストラン |
| 出　島 | 長崎市出島町 6-1 | 出島復元整備室 | カピタン部屋、乙名部屋、拝礼筆者蘭人部屋、三番蔵、水門、ヘトル部屋、料理部屋、一番船船頭部屋、一番蔵、二番蔵、旧長崎内外クラブ、旧出島神学校、表門、新石倉、旧石倉 |
| 土神堂、観音堂、天后堂 | 長崎市館内町 | 文化財課 | 唐人屋敷に存するお堂 |
| 東山手十二番館<br>（旧居留地私学歴史資料館） | 長崎市東山手町 3-7 | 観光政策課 | 東山手地区の写真、私学の歴史に関する資料 |
| 東山手地区町並み保存センター<br>（東山手洋風住宅群Ｂ棟） | 長崎市東山手町 6-25 | 文化財課 | 居留地に関する古写真・映像、会議室など |
| 埋蔵資料館<br>（東山手洋風住宅群Ｄ棟） | 長崎市東山手町 6-25 | 観光政策課 | 長崎の江戸時代全般の近世遺跡から出土した資料 |
| 古写真資料館<br>（東山手洋風住宅群Ｅ･Ｆ･Ｇ棟） | 長崎市東山手町 6-25 | 観光政策課 | 幕末から明治期までの長崎古写真、上野彦馬撮影の古写真 |
| 旧香港上海銀行長崎支店記念館 | 長崎市松が枝町 4-27 | 観光政策課 | 多目的ホール、展示室、休憩室、長崎近代史の歴史資料 |
| べっ甲工芸館<br>（旧長崎税関下り松派出所） | 長崎市松が枝町 4-33 | 観光政策課 | べっ甲工芸品、税関資料 |
| 野口彌太郎記念美術館 | 長崎市平野町 7-8 | 文化財課 | 野口彌太郎画伯の絵画など |
| 須加五々道美術館<br>（南山手乙 9 番館） | 長崎市南山手町 3-17 | 文化財課 | 須加五々道画伯の本画、リトグラフ、ボールペン描写 |
| 南山手地区町並み保存センター（南山手 8 番館） | 長崎市南山手町 4-33 | 文化財課 | 明治中期の長崎居留地模型、居留地時代の古写真・映像、会議室・研修室など |
| 南山手レストハウス<br>（南山手乙 27 番館） | 長崎市南山手町 7-5 | 文化財課 | 休憩室、旧居留地に関する資料、近代化遺産のパネル展示など |
| 中の茶屋（清水崑展示館） | 長崎市中小島町 1 丁目 4-2 | 文化財課 | 江戸時代中期の庭園、清水崑画伯の「かっぱ絵」原画など約 40 点展示 |

| 施　設　名 | 所　在　地 | 所管課 | 施　設　概　要 |
|---|---|---|---|
| 眼鏡橋 | 長崎市魚の町、栄町、諏訪町、古川町 | 土木総務課 | 日本最古の石造アーチ橋 |
| 風頭公園 | 長崎市伊良林 3丁目602-1他 | 中央総合事務所 | 坂本龍馬之像、司馬遼太郎「龍馬がゆく」文学碑、展望台 |
| 亀山社中記念館 | 長崎市伊良林 2丁目7-24 | 観光政策課 | 坂本龍馬や亀山社中、海援隊と関わりのある人物等の資料を展示 |
| シーボルト記念館 | 長崎市鳴滝 2丁目7-40 | 文化財課 | ロビー（ビデオ上映）、常設展示室（蘭文免許状、シーボルト著「日本」、シーボルトの処方箋など）、企画展示室 |
| 長崎ペンギン水族館 | 長崎市宿町3-16 | 水産農林政策課 | 飼育生物約180種類、約12,000点（ペンギン9種類、172羽）ビオトープ、人工海浜、カヤック体験 |
| サント・ドミンゴ教会跡資料館 | 長崎市勝山町30-1 | 文化財課 | 勝山町遺跡発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構、出土品など |
| 飛島磯釣り公園 | 長崎市高島町1726 | 水産農林政策課 | 東側釣り場、南側釣り場、北側釣り場、休憩所棟、事務所棟、店舗棟 |
| 高島海水浴場 | 長崎市高島町 2709-5 | 水産農林政策課 | 管理棟、女子温水シャワー室棟、売店、ウッドデッキ |
| 高島ふれあいキャンプ場 | 長崎市高島町 2709-5 | 水産農林政策課 | パーゴラ、炊飯棟、常設テント、日陰用テント |
| 伊王島海水浴場交流施設 | 長崎市伊王島町 1丁目2129 | 水産農林政策課 | 休憩舎棟、水廻り棟、管理棟、売店、プール |
| 川原大池公園 | 長崎市宮崎町969-1 | 南総合事務所 | 県指定天然記念物ハマナツメなどの樹林、野鳥 |
| 野母崎総合運動公園（水仙の里） | 長崎市野母町568-1 | 南総合事務所 | 「かおり風景100選の地」、日本水仙1,000万本 |
| 端島（軍艦島）見学施設 | 長崎市高島町端島 | 観光政策課 | 炭鉱のための人工島、日本最大の廃墟、最古の鉄筋コンクリートアパート<br>※　上陸見学区域に限り立ち入り可能<br>・桟橋<br>・見学通路　　約２５０m<br>・見学広場　　３箇所 |
| 軍艦島資料館 | 長崎市野母町562-1 | 観光政策課 | 写真パネル、軍艦島資料、映像、模型など |
| 外海歴史民俗資料館 | 長崎市西出津町2800 | 文化財課 | 外海地区の歴史、民俗資料など |
| ド・ロ神父記念館（いわし網工場跡） | 長崎市西出津町2633 | 文化財課 | フランス人宣教師マルク・マリー・ド・ロ神父の遺品など |
| 遠藤周作文学館 | 長崎市東出津町77 | 文化振興課 | 展示室（原稿、写真、愛用品など）、開架閲覧室、ショップ、思索空間 |
| 高島石炭資料館 | 長崎市高島町2706－8 | 文化財課 | 炭鉱資料、写真、模型など |
| 伊王島灯台記念館（伊王島灯台旧吏員退息所） | 長崎市伊王島町 1丁目3240－1 | 文化財課 | レンズなどの資料、模型、写真、解説パネルなど |
| 心田庵 | 長崎市片淵 2丁目18-18 | 文化財課 | 春秋の一般公開（各20日間ほど）、茅葺建物（和室・茶室）と庭園の貸出 |
| 池島炭鉱体験施設 | 長崎市池島町154 | 観光政策課 | 坑内体験施設（トロッコなど含む）、坑外見学用として第3棟炭鉱住宅・第2立坑見学広場 |

# 文　化　財　保　護

## 1　文化財の保護・管理

長崎市に存在する文化財は 3 件の国宝をはじめ 252 件（令和元年 5 月 10 日現在）が指定を受けており、国選択文化財については 5 件、国登録文化財については 32 件が選択・登録されている。このうち市が所有・管理する指定文化財は、文化財保存のための整備及び維持管理等を行っており、民間が所有・管理する指定文化財に対しては整備、修理等の指導や助成を行っている。

また、未指定文化財については、系統的な調査を続け、貴重なものについては長崎市文化財審議会に諮問し順次指定し、文化財に対する市民の理解を深めるよう努めている。

【令和元年度主要文化財保護施策】

**私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします**

**歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます**

**文化財を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります**

主要事業名

●伝統的建造物群保存地区保存整備事業

●国指定重要文化財旧グラバー住宅保存整備事業

●国指定重要文化財旧長崎英国領事館保存整備事業

●国指定史跡高島炭鉱跡高島北渓井坑跡保存整備事業

●市指定史跡長崎（小島）養生所跡保存整備事業

●景観まちづくり刷新事業（唐人屋敷地区）

●文化財保存整備事業費補助

●文化財等３Ｄ計測事業

**歴史・文化遺産に対する市民意識を高め、国内外に向けて発信します**

●長崎歴史文化博物館運営費負担金

県と市が共同で設置している「長崎歴史文化博物館」の運営費の一部を負担する。

●文化財普及啓発

●ながさき歴史の学校事業

**史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備を推進し、まちづくりに活かします**

●出島復元整備事業

(1)　出島史跡整備

出島は、日本の海外との交流及び近代化に大きな役割を果たした重要な歴史的文化遺産であり、大正 11 年に国の史跡に指定されている。

本市は、昭和 26 年に出島の復元事業に着手して以来、史跡内民有地の公有化を進め、平成 13 年度に、史跡内民有地の完全公有化を果たした。出島史跡の本格的整備については、昭和 53 年に、長崎市出島史跡整備審議会を設置し、昭和 57 年には出島史跡の長期・総合的な復元整備計画についての答申を受け、具体的な事業の推進を始めた。平成 2 年には市制施行百周年記念事業の一環として、出島のイメージを表すための表門を建設した。平成 6 年 11 月には、第 2 次長崎市出島史跡整備審議会を設置し、短中期と長期的な復元整備計画の原案を提示のうえ諮問し、平成 8 年 2 月末には、審議会の答申を得た。この答申を踏まえ、本市の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書を策定し、平成 8 年度から本格的な復元事業に着手した。日蘭交流 400 周年にあたる平成 12 年 3 月に、第Ⅰ期事業として出島の護岸石垣の一部復元、明治期等建物 4 棟の活用、史跡西側のヘトル部屋等 5 棟の復元を行い、平成 18 年 3 月には、第Ⅱ期事業として、カピタン部屋等 5 棟の復元、南側護岸石垣の顕在化、練塀の復元が完成し、19 世紀初頭の街並みが再現されるとともに、扇形をした出島の姿を見ることができるようになった。平成 22 年度からは第Ⅲ期事業に着手し、平成 28 年 10 月に銅蔵、組頭部屋など 6 棟の復元建造物が完成した。また、平成 27 年度には出島保存活用計画を策定した。平成 29 年 11 月には出島表門橋が完成し、秋篠宮同妃両殿下及びオランダ王室のローレンティン妃殿下の御臨席のもと完成記念式典を開催し、約 130 年ぶりに出島と対岸の江戸町が橋でつながった。

(2)　埋蔵文化財の保護及び調査

市内に点在する 255 ヵ所（平成 31 年 3 月 31 日現在）の埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、保護に関する指導や開発に伴う緊急発掘調査のほか、遺跡の内容確認調査を実施している。平成 30 年度は魚の町遺跡の発掘調査を実施するとともに、小島養生所跡や唐人屋敷跡、桜町遺跡の発掘調査報告書を刊行し、遺物や遺跡から本市の歴史の一端を解明することに努めている。

遺物等の活用として、歴史民俗資料館には、市内の遺跡から出土した遺物や、各遺跡の発掘成果を時代ごとに展示している。また、市指定有形文化財東山手洋風住宅群（7 棟）のうち 1 棟を埋蔵資料館として開設し、市内各所で出土した遺物を公開している。

深堀地区には、地域の歴史の流れを示す遺物の保存活用と郷土学習に役立たせるため、深堀貝塚遺跡資料館を開設し、平成 20、27 年度に展示内容の一部をリニューアルした。桜町小学校内には、校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構の一部と遺物等を展示し、市民や観光客が本市の歴史の一端を理解する場として、平成 16 年 3 月 27 日にサント・ドミンゴ教会跡資料館を開館した。

(3)　伝統的建造物群保存地区保存整備

安政の五箇国条約により東山手・南山手一帯に外国人居留地が造られ、各国の領事館、商館、住宅等の洋風建築物が建ち並び、異国情緒豊かな町並みが形成された。現在も残存する洋風建築物を中心にその面影を残しており、本市の貴重な文化遺産となっている。

そこで、これらの洋風建築物や居留地時代の名残りをとどめる工作物・樹木等の歴史的環境を保存するため保存条例を制定し東山手地区（7.5 ヘクタール）、南山手地区（17.0 ヘクタール）を「伝統的

建造物群保存地区」として平成2年10月地区決定を行った。

平成 3 年 4 月、国の重要伝統的建造物群保存地区として文部大臣より選定を受け町並み保存に努めている。

同地区内の伝統的建造物のうち南山手 8 番館を南山手地区町並み保存センターとして、東山手洋風住宅群のうち 1 棟（B棟）を東山手地区町並み保存センターとして、４棟（D～G棟）を古写真資料館及び埋蔵資料館として、南山手乙 27 番館を南山手レストハウスとして、南山手乙 9 番館を須加五々道美術館として設置公開している。

また、平成18年度にオランダ坂沿いの明治中期の洋館である東山手甲十三番館を買収し、平成19年度に外壁及び屋根、平成20年度には内部の保存修理を行い、平成21年4月23日から広く一般に公開活用している。さらに、伝統的建造物、環境物件の修理等を行う所有者に対して補助を行っている。

(4)　文化財建造物整備

平成 25 年度より平成 26 年度までの 2 ヵ年事業として重要文化財旧グラバー住宅等保存活用計画を策定し、平成27年度から平成28年度にかけて実施した耐震診断に基づき、平成30年度から令和2年度にかけ、旧グラバー住宅の保存修理事業を行う。

また、平成26年度から令和7年度にかけ、重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理事業を実施している。

## 2　文化財愛護活動

(1)　文化財愛護団体の活動

本市は、他都市にみられない歴史と伝統を持った都市であり、貴重な文化遺産が数多く残されている。

これらの文化遺産について市民の理解を深め、郷土愛の心を育てようと、文化財愛護団体が種々の活動を実施している。

現在、市内の自治会、高等学校などの愛護団体がおおむね次表のような活動を続けている。

| 種別 | 団　体　名 | 活　動　状　況 |
|---|---|---|
| その他 | 長崎女子商業高等学校生徒会 | 年3回市内各所の文化財の清掃奉仕作業を実施している。 |
| | 文化財サポーター | 市内各所の文化財の整備・維持活動を行っている。 |

(2)　その他の活動

ア　文化財保護強化週間の実施……11月1日から1週間

イ　文化財防火デーに伴う防火訓練・予防査察の実施……1月26日を中心に数日間

ウ　文化財施設の消防訓練の実施……年2～3回

エ　文化財サポーターの活動……清掃、現況調査　延べ活動人数100人（平成30年度実績）

## 3　伝統文化の保護・継承

(1)　長崎郷土芸能大会

本市には、古くから住民が豊かに生きる心のよりどころとして、それぞれの地域に育まれてきた民

俗芸能が数多く残されている。このように貴重な文化遺産である民俗芸能を保存継承していくために、昭和 50 年 2 月長崎郷土芸能保存協議会を設立した。

現在、この協議会には市内各地区から 51 団体が加盟しており（下表参照)、毎年加盟団体から 5 団体が本協議会が主催する「長崎郷土芸能大会」に出演している。

| 計 | 中　央 | 東長崎 | 日　見 | 茂　木 | 小ケ倉 | 土井首 | 深　堀 | 西浦上 | 式　見 | 三　重 | 野母崎 | 高　島 | 三　和 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 51 | 2 | 12 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 4 | 9 | 11 | 3 | 1 | 1 |

平成 30 年度（第 43 回大会）は、台風 24 号の接近により開催を中止した。

令和元年度（第 44 回大会）は、中尾獅子浮立と唐子踊保存会、矢上平野浮立保存会、滑石竜踊保存会、相川町月の輪太鼓保存会、長崎半島樺島ハイヤ節保存会が出演予定である。

〇第 44 回長崎郷土芸能大会

・開催期日　　令和元年 9 月 29 日(日)　13：00～16：00

・場　　所　　長崎市民会館体育館

・パレード　　崇福寺前～浜町～市民会館 10：30～11：30（雨天中止）

## 4　長崎市文化財一覧

（元. 5）

| 指定区分 | | 件数 |
|---|---|---|
| 国指定（46） | 国宝 | 3 |
| | 重要文化財 | 31 |
| | 重要無形民俗文化財 | 1 |
| | 史跡 | 9 |
| | 天然記念物 | 2 |
| 国認定（4） | 旧重要美術品 | 4 |
| 国選定（3） | 重要伝統的建造物群保存地区 | 2 |
| | 重要文化的景観 | 1 |
| 県指定（69） | 有形文化財 | 35 |
| | 有形民俗文化財 | 1 |
| | 無形文化財 | 2 |
| | 無形民俗文化財 | 5 |
| | 史跡 | 13 |
| | 名勝 | 1 |
| | 天然記念物 | 12 |
| 市指定（130） | 有形文化財 | 52 |
| | 有形民俗文化財 | 6 |
| | 無形民俗文化財 | 7 |
| | 史跡 | 41 |
| | 天然記念物 | 23 |
| | 名勝 | 1 |
| 計 | | 252 |

| 指定区分 | 件数 |
|---|---|
| 国選択無形文化財 | 1 |
| 国選択無形民俗文化財 | 4 |
| 登録有形文化財 | 31 |
| 登録記念物 | 1 |

## 5　文化施設

(1)　長崎歴史文化博物館（所在地：長崎市立山1丁目1番1号）

長崎の歴史及び文化に関する資料の保存、収集及び展示を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行うとともに、長崎の歴史及び文化に関する情報及び交流の場を提供し、学術及び文化の発展に寄与する博物館として、平成17年11月3日に開館した。

長崎の歴史の流れを一覧できる施設であり、旧県立美術博物館、県立図書館、旧市立博物館の資料を所蔵・展示している。

運営は指定管理者制度を導入し、県と市の共同で運営を行うもので、県市の運営費負担割合は 1：1である。

展示内容については、平成24年4月にリニューアルした長崎の近世海外史をテーマとする「歴史文化展示ゾーン」、復元された長崎奉行立山役所での関係展示及び寸劇などによる情景再現を行っている「長崎奉行所ゾーン」、大規模な全国巡回展や、長崎ならではの企画展を行う「企画展示ゾーン」などで構成されている。

○　開館時間　　午前8時30分～午後7時（12月～3月は午後6時まで）

○　休 館 日　　毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）

○　観 覧 料（常設展）

| | 個　人 | 団体(15名以上) |
|---|---|---|
| 大人 | 600円 | 480円 |
| 小・中・高校生 | 300円 | 240円 |

※長崎県内在住の小・中学生は無料

○　敷地面積　　13,852㎡

○　延床面積　　12,239㎡（駐車場2,581㎡を含む）

○　主要施設等　常設展示室、企画展示室、長崎奉行所復元展示室、リファレンスルーム、ホール、体験工房、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場ほか

○　指定管理者　株式会社　乃村工藝社（東京都港区台場2丁目3番4号）

　　指定の期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

○　入館者数　　392,039人（平成30年度）

(2)　シーボルト記念館（所在地：長崎市鳴滝2丁目7番40号）

日本の近代化に貢献したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトを顕彰するために、市制施行

100 周年記念事業の一つとして平成元年 10 月 1 日に開館した。学校教育及び社会教育のための利用に供するほか、諸外国との交流をとおして国際親善をはかることも目的とする。

○　施設概要　　建物の外観は、オランダ・ライデン市にあるシーボルト旧宅を模したもので、1 階にロビー・ホール・事務室等を配し、2・3 階が展示室となっている。
延床面積約 861.5㎡。

○　事業概要　　常設展のほか、シーボルト記念館便り・「鳴滝紀要」の発行、学習会の開催、企画展（年に数回）の開催などを実施している。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　常設展示　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円
団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　収蔵資料　　約 3,700 点【うち、重要文化財 19 件（44 点）、旧重要美術品件 10 点、寄託含む）】

○　入館者数　　10,714 人（平成 30 年度）

(3)　長崎市歴史民俗資料館（所在地：長崎市平野町 7 番 8 号）

本市には、海外文化の影響を受け、市民生活の中に溶けこんで今日まで伝承されている風俗習慣や年中行事などの民俗資料をはじめ、長崎特有の歴史資料が数多く残されている。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化的教養の向上に資することを目的として、昭和 53 年 6 月に本館が旧香港上海銀行長崎支店、分館が旧長崎税関下り松派出所に設置された。本館は、昭和 64 年 1 月 5 日、国指定史跡出島和蘭商館内旧出島神学校へ移転した。

本館・分館とも平成 9 年 4 月から休館していたが、上銭座町（旧児童科学館跡）に移転統合の上、同年 8 月 1 日から一般公開し、平成 18 年 4 月 1 日に現在地である平和会館に移転している。

平成 25 年 10 月 25 日には、旧香港上海銀行長崎支店に展示されていた頓珍漢人形を移設し、常設展示している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　21,744 人（平成 30 年度）

(4)　長崎市野口彌太郎記念美術館（所在地：長崎市平野町 7 番 8 号）

日本の近代洋画史に輝かしい足跡と長崎を題材にした数多くの優れた作品を残し、本県にゆかりの深い故野口彌太郎の作品を展示した記念美術館として平成 5 年 4 月 28 日開館した。

展示作品は、戦前の作品「フレンチカンカン」、長崎を題材とした大作「長崎の風」をはじめとする油絵から習作的なデッサンの小品に至るまで幅広く、野口画伯の画業の全体を見渡せるものとなっている。現在、当美術館は、平成 19 年 4 月 1 日から、旧長崎英国領事館の保存修理のため、平和会館に仮移転している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間は、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円

団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生 30 円

○　入館者数　　2,045 人（平成 30 年度）

○　収蔵作品　　油絵、水彩、デッサン、リトグラフ、パステル等 340 点

（このうち、約 40 点を展示している。）

(5)　長崎市南山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市南山手町 4 番 33 号）

伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守るとともに、町並み保存に対する認識と理解を深めてもらうために設置したもの。南山手居留地内に所在していた洋風住宅を移設復元し、平成 4 年 5 月に開館した。

建物は、内装、外観ともに質の高い洋風住宅で明治中期に英国人ウィルソン・ウォーカーにより建築されており、伝統的建造物に特定されている。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　5,669 人（平成 30 年度）

○　展示資料　　ア　明治中期の長崎居留地模型（1／500）

イ　居留地時代の古写真（パネル展示）

ウ　町並みに関する資料

エ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室・研修室使用料　1 時間…102 円（104 円）/室、冷暖房費　1 時間…51 円（52 円）/室

※（　）内は、消費税率改正後 10%の料金

(6)　長崎市東山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市東山手町 6 番 25 号）

東山手地区は、南山手地区とともに、幕末から明治にかけて外国人居留地が形成された。これら居留地にある歴史的な遺産及び町並みを大切に保存し、その価値を十分に知ってもらうことを目的として平成 5 年 4 月に開館した。

建物は、東山手洋風住宅群（7 棟）の内の 1 棟。内外とも意匠・仕上げが質素で、外国人の社宅または賃貸住宅として明治中期に建てられた洋風住宅であり、市指定有形文化財及び伝統的建造物である。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　11,230 人（平成 30 年度）

○　展示資料　　ア　居留地に関する古写真（パネル写真）

イ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室使用料　1 時間…102 円（104 円）/室、冷暖房費　1 時間…51 円（52 円）/室

※（　）内は、消費税率改正後 10%の料金

(7)　埋蔵資料館（所在地：長崎市東山手町 6 番 25 号）

東山手洋風住宅群（7 棟）の内の 1 棟で、4 つの展示室に江戸時代全般の近世遺跡から出土した資料を展示している。平成 6 年 7 月に開館。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円（古写真資料館及び埋蔵資料館に入館できる共通入館券）

団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　入館者数　　古写真資料館の入館者数に含まれる。

○　展示資料　　ア　国産及び舶来の遺物

イ　長崎及び肥前陶磁器

ウ　西洋食器

エ　青銅製壺

(8)　古写真資料館（所在地：長崎市東山手町 6 番 25 号）

東山手洋風住宅（7 棟）の内の 3 棟であり、2 棟は木造瓦葺平屋建で幕末から明治期までの外国人居留地と市街地の特徴を表している古写真を展示。1 棟は、木造瓦葺 2 階建で『上野彦馬』が撮影した写真及びカメラの原理を体験できる器材を展示している。平成 6 年 7 月に開館。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円（埋蔵資料館及び古写真資料館に入館できる共通入館券）

団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　入館者数　　2,180 人（平成 30 年度）

○　展示資料　　ア　長崎居留地、長崎港の情景等の古写真

イ　中島川と石橋、市街地と建物等の古写真

ウ　上野彦馬撮影の古写真

エ　カメラの原理体験模型

(9)　長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館・長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

（所在地：長崎市松が枝町 4 番 27 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存し、市内の石造り洋館として最大級のものであり、国の重要文化財に指定されている。

明治 37 年（1904 年）香港上海銀行長崎支店として建築され昭和 6 年（1931 年）に銀行閉鎖後は、警察署庁舎、歴史民俗資料館として昭和 63 年まで利用された。その後 4 年間の保存修理工事などを経て、平成 8 年 10 月に開館した。

平成 25 年 10 月から孫文・梅屋庄吉等常設展示整備と既存展示品のリニューアルの実施のため休館し、平成 26 年 4 月 26 日に長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを併設してリニューアルオープンした。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）

○　入 館 料　　個人…一般　300 円、小・中学生　150 円

団体（15 名以上）…一般　240 円、小・中学生 90 円

※「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」と「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」の両方に入館する入館料。

○　入館者数　　7,014 人（平成 30 年度）

○　展示内容　　1 階　当時の銀行業務を物語る資料を展示（多目的ホールとしてコンサートや講演会などの利用に貸し出している。）

2 階　応接室、「孫文・梅屋庄吉と長崎」「長崎の華僑」をテーマに展示

3 階　「東山手・南山手の暮らし」「貿易港長崎の歴史」「上海航路と国際通信」「建築家下田菊太郎」のテーマによる展示

(10)　長崎市中の茶屋（所在地：長崎市中小島 1 丁目 4 番 2 号）

歴史的な価値を有する市指定史跡の中の茶屋を保存し、広く市民の観覧に供するとともに、清水崑画伯の美術作品等の展示などに活用し、市民の文化的向上に資することを目的として設置したもので、平成 13 年 11 月 1 日に開館した。

「長崎市中の茶屋」は、「清水崑展示館」、「庭園」の 2 つの施設からなる。

「清水崑展示館」は、長崎市出身でかっぱ絵で有名な清水崑画伯の遺族から寄贈を受けた作品を展示している。平成 24 年には清水崑画伯の生誕 100 周年を記念し、特別企画展「筆をかついで～かっぱと歩いた生涯～」を開催した。

また、「清水崑展示館」にある「茶室・和室」は、施設の雰囲気にあった茶会や句会などの催し物に使用することができ、有料で貸出しを行っている。

「庭園」は、往時の中の茶屋が偲ばれるもので、無料で公開している。

○　開場時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 場 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円

団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　入館者数　　1,534 人（平成 30 年度）

○　茶室・和室使用料　　1 時間…205 円（209 円）（利用者が入場者から入場料金を徴収する場合は 1 時間…410 円（418 円））冷暖房費 1 時間…30 円（31 円）

※（　）内は、消費税率改正後 10%の料金

○　収蔵作品　　屏風、掛軸、本、絵画、新聞等に掲載された作品の原画等 3,670 点

（清水崑展示館は上記のうち、約 40 点を展示している。）

(11)　長崎市べっ甲工芸館（所在地：長崎市松が枝町 4 番 33 号）

国指定重要文化財「旧長崎税関下り松派出所」の約 4 年間の保存修理工事を経て、べっ甲工芸品及び税関資料を市民の観覧に供し文化的向上に資することを目的に、平成 14 年 4 月 10 日に開館した。

「旧長崎税関下り松派出所」は、明治 31 年に建設され、平成 2 年 3 月に国の重要文化財に指定されている。建物は小規模ではあるが、明治時代の税関施設の状況をよく伝えており、歴史的な価値だけでなく、海岸通りの景観形成にも重要な役割を担っている。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般 100 円、小・中学生　50 円

　　団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　入館者数　　3,549 人（平成 30 年度）

○　展示資料　　ア　べっ甲工芸品

　　イ　税関に関する資料

(12)　長崎市須加五々道美術館（所在地：長崎市南山手町 3 番 17 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙 9 番館を須加五々道美術館として、平成 14 年 11 月 1 日に開館した。

長崎市出身の画家、須加五々道の作品を展示する美術館で、水墨画の技術を基調に西洋美術の遠近法を融合させた独特の画風で、「新日本画」と呼ばれ、本画及びリトグラフを展示している。

建物は、明治中期にＧ・ナパルコフによって建造された木造 2 階建、寄棟造、桟瓦葺の建物で伝統的建造物に特定されている。

平成 20 年 3 月に「彩梢」を、同年 6 月に「農婦」ほか 11 点を、新たに本人から寄贈された。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　100 円、小・中学生　50 円

　　団体（15 名以上）…一般　80 円、小・中学生　30 円

○　入館者数　　1,011 人（平成 30 年度）

○　収蔵作品　　日本画、ボールペン画、リトグラフ等 111 点（このうち約 20 点を展示している）

(13)　長崎市南山手レストハウス（所在地：長崎市南山手町 7 番 5 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙 27 番館（旧清水氏宅）を南山手レストハウスとして、平成 15 年 5 月 31 日に開館した。

南山手地区の斜行エレベータ及び垂直エレベータが併用されたことに伴い、グラバー園に近接している南山手乙 27 番館を市民や観光客が気軽に休憩できる施設として活用している。

建物は、幕末の元治元年（1864 年）から慶応元年（1865 年）に建てられたとされ、石造外壁を持つ初期居留地住宅で、テラスに木柱と石柱を併用しているという独特な特徴を持っており、伝統的建造物に特定されている。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　15,260 人（平成 30 年度）

○　施設概要　　休憩所（「長崎市の近代化遺産」パネルを併せて展示）

(14)　サント・ドミンゴ教会跡資料館（長崎市勝山町 30 番地 1）

桜町小学校校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構ほかの一部顕在化と「花十字紋瓦」をはじめとするその当時の出土品をメインに、併せてその後の代官屋敷時代について展示した資料館として平成 16 年 3 月 27 日に開館した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　4,951 人（平成 30 年度）

○　展示資料　　ア　サント・ドミンゴ教会遺構ほか

イ　花十字紋瓦、メダイ、クルス（十字架）などの出土遺物

ウ　映像コーナー

(15)　出島（所在地：長崎市出島町 6 番 1 号）

第Ⅲ期事業として、銅蔵、組頭部屋など 6 棟が平成 28 年 10 月に復元された。これまでの第Ⅰ期・第Ⅱ期事業とあわせて、19 世紀初頭のオランダ商館の復元建造物 16 棟と明治期の建造物等を公開している。平成 29 年 11 月には出島表門橋が完成した。

○　開場時間　午前 8 時～午後 9 時

○　休 場 日　なし

○　入 場 料　個人……一般 510 円（520 円）、高校生 200 円、小・中学生 100 円

団体（15 名以上）…一般 410 円、高校生 120 円、小・中学生 60 円

年間入場料……一般 820 円（830 円）、高校生 300 円（310 円）、小・中学生 200 円

※（）は、消費税率改正後 10%の料金

○　入場者数　532,013 人（平成 30 年度）

○　19 世紀初頭のオランダ商館の復元建造物

第Ⅰ期復元整備事業は、平成 12 年 3 月に完成供用開始。

①料理部屋……商館員に提供する食事を調理していた料理部屋。川原慶賀筆「唐蘭館絵巻」（長崎歴史文化博物館蔵）の「調理室図」をもとに、室内を再現し、調理台、鍋及び桶等の調理道具を展示している。

②ヘトル部屋……商館長次席（ヘトル）の居宅。1 階はミュージアムショップとトイレ、2 階は料理体験室として活用している。

③一番船船頭部屋……オランダ船船長及び商館員の居宅。テーブルやベッドなどの家具や生活用品を展示し、ここに居住していた船長や商館員の居宅を再現している。

④一番蔵……輸入品の砂糖を保管する蔵。19 世紀初頭のオランダ商館の建造物復元に至る過程について展示している。

⑤二番蔵（貿易館）……主に輸入品の蘇木（染料）を保管する倉庫であった蔵。「貿易と文化の交流」をテーマに、出島に出入りしたさまざまな貿易品を紹介している。

第Ⅱ期復元整備事業は、平成 18 年 3 月に完成し、4 月から供用開始。

⑥水門……西洋と日本の文化・学術・貿易品が最初に出入りした象徴的な建物を西側入退場口とし

て活用している。

⑦カピタン部屋……商館長（カピタン）の事務所や居宅として使用されていた出島で最も大きな建物。日本の役人や大名などが出島を訪れたときに、接待の場所としても使用されていた。1 階は出島の歴史や生活に関する展示、2 階は商館長の生活の様子を再現している。

⑧乙名部屋……出島において日本側の貿易事務や管理を担当していた出島乙名が拠点とした建物。乙名の仕事の様子を紹介している。

⑨三番蔵……砂糖のほか、さまざまな輸入品が収められていた蔵。当時の倉庫の様子を再現している。

⑩拝礼筆者蘭人部屋（蘭学館）……帳簿などの筆記を行うオランダ人の書記の長が住んでいた建物。出島から入ってきた蘭学を紹介している。

第Ⅲ期復元整備事業は、平成 28 年 10 月に完成供用開始。

⑪十六番蔵…丁子が納められていた蔵。企画展示室と収蔵庫として活用している。

⑫筆者蘭人部屋…商館員の住居。出島が貿易や文化交流を通じて世界と日本各地とつながっていた様子を紹介している。

⑬十四番蔵…かつての砂糖蔵。蔵の下の発掘遺構や出島築造の様子、出島と長崎の町をつなぐ橋を紹介している。

⑭乙名詰所…表門から出入りする人を監視するための出島の管理者であった乙名の詰所。室内を彩る唐紙を紹介している。

⑮組頭部屋…乙名の補佐役（組頭）の名前がついているが、銅を計量したり、梱包したりしていた場所であり、展示室として活用している。

⑯銅蔵…出島の主要な輸出品である銅を保管していた建物。銅を通じて日本・世界がつながっていた歴史を映像で紹介している。

○　幕末、明治期の建物

①新石倉（総合案内所・出島シアター）……慶応元年に建てられた石造倉庫を復元。総合案内所及び映像を使ったガイダンス施設として活用している。

②旧石倉（考古館）……安政の開国後に建てられた石造倉庫の一部を復元。1 階は出島から出土した遺物を中心に展示、2 階は西洋陶器の展示を行っている。

③旧長崎内外クラブ……明治 36 年に長崎に在留する外国人と日本人の親交の場として建てられた。1 階はレストラン、2 階は展示室として活用している。

④旧出島神学校……日本に現存する最古のキリスト教新教の神学校。1 階は料金所やミュージアムショップ、2 階は図書室・会議室として活用している。

○　その他

出島表門橋は、平成 29 年 11 月に完成、供用開始。出島へのメイン入場口となっている。

表門は、市制百周年事業として、平成 2 年に完成。平成 29 年出島表門橋の供用開始後は、料金所として活用している。なお、江戸時代の表門の場所は、現在地より北側（川の中）に位置していた。

(16)　長崎市伊王島灯台記念館（所在地：長崎市伊王島町 1 丁目 3240 番地 1）

歴史的文化的な価値を有する伊王島灯台旧吏員退息所を保存し、かつ、広く市民の観覧に供するとともに、伊王島灯台の歴史及び灯台に関する資料を展示する施設として活用を図るため、昭和 63 年 3 月に開館した。

建物は、昭和 57 年に県の有形文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　毎週月曜日（休日の場合は、以後最初の休日でない日）
12 月 31 日～翌年 1 月 1 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　9,868 人（平成 30 年度）

○　展示内容　「遠見台場と伊王島」、「洋式灯台の変遷」、「伊王島灯台の歴史」、「光源の変遷と灯器類」、「明治灯台退息所と伊王島灯台退息所」、「伊王島灯台に関係ある人物及び文献」の 6 つのテーマで展示している。

(17)　長崎市高島石炭資料館（所在地：長崎市高島町 2706 番地 8）

高島は、石炭産業を唯一の基幹産業として明治、大正、昭和にわたって発展したが、国の石炭政策の変更等により、昭和 61 年 11 月に歴史と伝統のある三菱高島炭鉱は閉山した。

この石炭資料館は、旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を保存・展示し、市民の観覧に供するため、昭和 63 年 9 月に開館した。

平成 24 年 4 月に 2 階の端島（軍艦島）コーナーの展示リニューアルを行った。

平成 27 年 4 月に 2 階に北渓井坑跡の展示コーナーを新たに設けた。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　75,182 人（平成 30 年度）

○　展示内容　外庭　端島（軍艦島）の模型
１階　高島炭鉱の歴史資料、高島炭鉱職員クラブ模型、炭坑機材機具類、石炭等映像コーナー、図書資料
２階　高島の民具、高島の地勢、端島（軍艦島）コーナー、北渓井坑跡コーナー

(18)　長崎市ド・ロ神父記念館（所在地：長崎市西出津町 2633 番地）

ド・ロ神父の遺品その他の資料を市民の観覧に供することにより、同氏の偉業及び遺徳を顕彰し、もって市民の文化の向上に資することを目的として、昭和 43 年 11 月に開館した。

建物は、明治 18 年にド・ロ神父の設計により鰯網工場として建設されたもので、ド・ロ神父が創設した旧出津救助院の施設の一つとして国の重要文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　個人…一般 300 円（310 円）、小・中・高校生 100 円
（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

団体（10 名以上）…一般 240 円（250 円）、小・中・高校生 60 円

※（　）内は、消費税率改正後 10%の料金

○　入館者数　25,574 人（平成 30 年度）

○　展示内容　ド・ロ神父の遺品等を展示している。

(19)　長崎市外海歴史民俗資料館（所在地：長崎市西出津町 2800 番地）

外海地区には、先史時代の遺跡や中世の神浦氏の歴史、近世の大村・佐賀両藩の支配下におけるキリシタンの特徴ある歴史・文化など、祖先が残してくれた貴重な資料が豊富にみられる。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存・展示し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化財についての知識と理解を深めることを目的として、昭和 54 年 7 月に開館した。

平成 28 年 7 月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を紹介するインフォメーションを設置した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　個人…一般 300 円（310 円）、小・中・高校生 100 円

（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

団体（10 名以上）…一般 240 円（250 円）、小・中・高校生 60 円

※（　）内は、消費税率改正後 10%の料金

○　入館者数　21,749 人（平成 30 年度）

○　展示内容　外海地区の歴史、民俗資料を豊富に展示する。古代から現代までの歴史や昔の生活やくらし、産業に関わる資料を展示している。

(20)　長崎市亀山社中記念館（所在地：長崎市伊良林 2 丁目 7 番 24 号）

坂本龍馬ら幕末の志士によって結成された日本初の貿易商社「亀山社中」、その跡地にある建物を幕末当時により近い形で改修し、広く市民の観覧に供するとともに、亀山社中に関する資料を展示する施設として、平成 21 年 8 月に開館した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　な　し

○　入 館 料　個人…一般 300 円、高校生　200 円、小・中学生 150 円

団体（15 名以上）…一般 240 円、高校生　160 円、小・中学生 120 円

○　入館者数　60,328 人（平成 30 年度）

○　展示内容　坂本龍馬が身に付けていたピストル、刀等のレプリカや海援隊等に関わる資料を展示している。

(21)　長崎市心田庵(所在地：長崎市片淵 2 丁目 18 番 18 号)

何兆晋（がちょうしん）が長崎市片淵郷(現在の片淵 2 丁目)に建てた別荘を始まりとし、江戸時代からの由緒をもつ庭園と、和風建築物からなる。何兆晋は、寛永 5 年(1628)長崎に来た住宅唐人・何高材の長男で、万治元年(1658)に唐小通事となった。父・高材とともに長崎の清水寺本堂(国指定重要文化財)を寄進したことでも知られる。建物等は多くの手が加えられているが、景観及び雰囲気は損なわない状態で保たれている。

平成25年2月に長崎市の史跡に指定された。

一般公開　春・秋(各20日間ほど)

○　開館時間　午前9時～午後5時

○　入場料　　個人…一般 300円（310円）（高校生以下無料）

団体(15名以上)…240円（250円）

※（　）内は、消費税率改正後10%の料金

茅葺建物(和室・茶室)と庭園の貸出

○　貸出不可期間　一般公開期間及び12月29日～1月3日

○　使用料　午前(9時～12時)…3,085円（3,142円)、午後(1時～5時)…4,114円（4,190円)、

1日(午前9時～午後5時)…7,200円（7,333円）

冷房設備(和室2室)…51円（52円）(1時間毎)、茶道具一式…1,337円（1,361円）

※使用月の3ヶ月前から使用日の10日前までの申し込みが必要

※（　）内は、消費税率改正後10%の料金

# ２つの世界遺産

長崎市は平成 27 年７月に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に続き平成 30 年７月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより日本で初めて「２つの世界遺産があるまち」となった。

## １　構成資産の保全と受け入れ態勢の充実

(1)　「産業革命遺産」は、構成資産を適切に保存管理するため、端島炭坑等の調査を実施するとともに、関係自治体と連携して周知啓発等を行い世界遺産価値の理解促進を進める。

(2)　「潜伏キリシタン関連遺産」は、構成資産及び重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、調査や整備を行う。また、説明板等の設置や歩行者ルートの整備による来訪者への受入態勢の充実により市民への周知啓発を図る。

(3)　２つの世界遺産に共通した受け入れ態勢の取り組みとして、引き続きＪＲ長崎駅に長崎市世界遺産案内所を設置する。

## ２　市民と協働するための体制づくり

世界遺産の価値の理解促進を市民と協働して進めていく体制を構築し、「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」ともに市民ガイドの育成などの取り組みを推進する。

## ３　世界遺産価値の理解促進

市民や来訪者に対して、構成資産の世界遺産の価値の理解促進を進める。

(1)　ガイドブック、パンフレットの作成（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(2)　情報通信技術を活用した解説システムの整備（「産業革命遺産」）

(3)　出前講座等への職員派遣（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(4)　ポスター、パネルの掲示（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(5)　構成資産説明板の設置（「潜伏キリシタン関連遺産」）

(6)　周知啓発用グッズの作成等（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

## ４　国及び関係県市町及び関係機関との連携

構成資産の保存活用のため、国、関係県市町及び関係機関と連携して取り組む。

(1)　「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

ア　「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会

イ　「明治日本の産業革命遺産」保全委員会

ウ　長崎地区管理保全協議会

エ　産業遺産国民会議　等

(2)　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

ア　世界遺産保存活用協議会　等

# 長 崎 学 調 査 研 究

## １　長崎学とは

長崎学とは、長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究のことである。現在に至るまで、大学、博物館、郷土史研究団体を中心に、数多くの研究が発表・蓄積されてきた。

## ２　長崎学の課題と展望

近年、長崎を研究テーマとする研究者の減少や、長崎学の普及啓発を市民レベルで支えてきた郷土史研究団体の高齢化が進んでいる状況にあって、長崎学研究の担い手となる後継者の育成と長崎学の体系化が、取組むべき喫緊の課題となっている。

長崎学研究所では、長崎学にかかる調査研究、普及啓発、後継者の育成に努め、その成果を市内外に発信することで、長崎学の特殊性・重要性を高め、研究の裾野を広げることを目的とする。

## ３　長崎学研究所の目的

長崎学の調査研究、普及啓発及び後継者の育成

## ４　長崎学研究所の主要事業

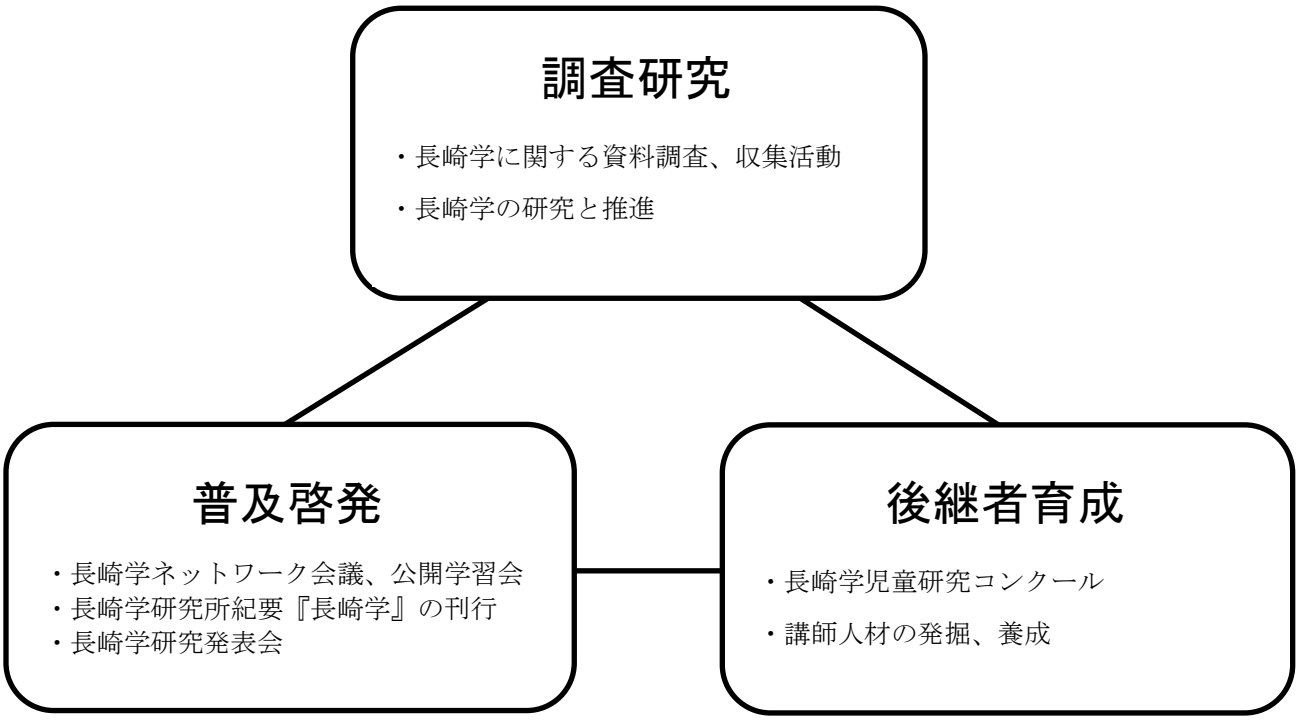

### (1)　調査研究

ア　長崎学に関する資料調査、収集活動

長崎学に関連する資料が収蔵されている大学や博物館施設での資料調査や、研究資料の収集を行うことにより、市民をはじめ広く研究者へ長崎学情報を提供する。

イ　長崎学の研究と推進

長崎学に関する資料及び情報に基づく研究活動を行うとともに、市民や関係機関の研究を支援することにより、研究活動を推進する。

### (2)　普及啓発

ア　長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を拠点として大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県により組織された長崎学ネットワーク会議の運営を行う。また、各団体間の連携と協働を目的として、２か月に１回理事会を開催する。

イ　長崎学研究所紀要『長崎学』の刊行

長崎学研究所による研究成果を発信するために、年に１回、論文集として長崎学研究所紀要『長崎学』を刊行する。長崎学研究所職員による紀要論文のほか、外部の学術関係者による寄稿論文、長崎学関連の資料紹介等を掲載する。

ウ　長崎学研究発表会

研究所職員及び長崎学ネットワーク会議所属団体等の研究成果を長崎学研究発表会で報告する。市民向けに幅広く参加を募ることで、長崎学研究に対する興味関心を喚起する。

エ　長崎学ネットワーク会議公開学習会

長崎学ネットワーク会議団体の理事、会員をはじめとして、広く市民を対象に、長崎学ネットワーク会議公開学習会を開催する。長崎学に関連する研究に従事する講師を市内外から招聘し、最新の研究成果を市民に報告・還元する機会を設ける。

### (3)　後継者の育成

ア　長崎学児童研究コンクール

長崎の歴史や文化に関心を持ち、将来の長崎学研究の担い手となる人材を育てるため、市内の小学校を対象に、長崎学児童研究コンクールを開催する。長崎の歴史、文化、芸術等の分野からテーマを選択し、それぞれの成果について発信・評価する。

イ　講師人材の発掘、養成

長崎学をより一層に普及させることを目的として、講師人材を発掘するとともに、研究方法や講義手法についての助言等、必要な支援を行う。

# 水　　産　　業

## 1　概　　況

長崎漁港は、東シナ海及び黄海を主漁場とする以西底曳網漁業、大中型まき網漁業の基地として発展し、我が国有数の水産基地（特定第三種漁港）として、平成 30 年の水揚数量は、全国主要漁港の中で第 4 位、水揚金額でも第 3 位と上位にランクしている。

近海・沿岸・養殖漁業も盛んで、またそれに関連して伝統的に行われている水産加工業、その他水産関連産業も発展しており、水産業は本市の基幹産業の一つとなっている。

しかし、漁業用資材等の高騰、漁業就業者の減少及び高齢化等、水産業全般について多くの問題を抱えており、水産業を取り巻く環境はなお厳しい情勢にある。そこで、本市では各問題に対応すべき事業を積極的に推進することにより、水産業の振興を図っている。

## 2　長崎魚市場の水揚高

(1)　業態別水揚数量（トン）

| 区　　分 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|---|---|---|---|
| 底　曳　物 | 4,796 | 3,320 | 3,270 |
| 旋　網　物 | 55,513 | 61,816 | 51,277 |
| 近　海　物 | 8,919 | 10,555 | 10,209 |
| 冷　凍　物 | 49,639 | 59,972 | 53,776 |
| 合　　計 | 118,867 | 135,663 | 118,532 |

(2)　業態別水揚数量及び生産者直送と長崎魚市取扱高（平成 30 年）

| 区　分 | 入港隻数 | 生産者直送 | 総計比 | 長崎魚市取扱 | 総計比 | 総　　計 | 全体比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 底 曳 物 | 386 隻 | 766 トン | 23% | 2,504 トン | 77% | 3,270 トン | 3% |
| 旋 網 物 | 2,440 | 204 | 1 | 51,073 | 99 | 51,277 | 43 |
| 近 海 物 | 2,766 | 913 | 9 | 9,296 | 91 | 10,209 | 9 |
| 冷 凍 物 | — | 617 | 1 | 53,159 | 99 | 53,776 | 45 |
| 合　　計 | 5,592 | 2,500 | 2 | 116,032 | 98 | 118,532 | 100 |

(3)　最近 3 か年の水揚数量と販売金額

| 区分 / 年 | 生 産 者 直 送 | | 長 崎 魚 市 取 扱 | | 合　　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 数　　量 | 販売金額 | 数　　量 | 販売金額 | 数　　量 | 販売金額 |
| | トン | 万円 | トン | 万円 | トン | 万円 |
| 28 | 3,349 | 289,818 | 122,807 | 2,996,393 | 126,156 | 3,286,211 |
| 29 | 2,551 | 218,376 | 133,112 | 3,326,338 | 135,663 | 3,544,714 |
| 30 | 2,500 | 205,146 | 116,032 | 3,044,979 | 118,532 | 3,250,125 |

(4)　長崎魚市取扱業態別の区分

（平成 30 年）

| 区　　分 | 魚　　類 | 数量（トン） | 全体比(%) | 金額（万円） | 全体比(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 底　曳　物 | アマダイ、グチ、ハモ、イボダイ、レンコダイ、ムツ、ヨロイイタチウオ等 | 2,504 | 2 | 101,772 | 3 |
| 旋　網　物 | アジ、サバ、ブリ、イワシ、キビナ等 | 51,073 | 44 | 774,215 | 26 |
| 近　海　物 | タイ、ブリ、ハマチ、ヒラメ、カツオ、タチ、メダイ等 | 9,296 | 8 | 767,936 | 25 |
| 冷　凍　物 | エビ、サケ、カニ、カレイ、タラ等 | 53,159 | 46 | 1,401,056 | 46 |
| 合　　計 | | 116,032 | 100 | 3,044,979 | 100 |

(5)　長崎魚市場輸入水産物水揚げ状況（船舶搬入のみ）

（ｔ）

| 区分／年 | 隻　数 | 鮮　魚（内長崎魚市取扱） | 活　魚 | 冷凍魚 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 28 年 | 59 | 910（910） | 0 | 0 | 910 |
| 平成 29 年 | 0 | 0（0） | 0 | 0 | 0 |
| 平成 30 年 | 0 | 0（0） | 0 | 0 | 0 |

## 3　漁業形態

本市における主な漁業は、以西底曳網漁業、大中型まき網漁業の遠洋漁業及び沿岸漁業で、その概要は次のとおりである。（水揚量：属人）

(1)　遠洋漁業

この漁業は、以西底曳網、大中型まき網などで、概ね 99 トン型又はそれ以上の船をもって、東海・黄海で操業する。水揚魚種としては、ブリ、サバ、アジ、イワシ等が多く、平成 29 年の水揚量は、合わせて約 4.0 万トンである。

(2)　沿岸漁業

この漁業は、一本釣、延縄、小型底曳網、まき網、刺網、魚類養殖などで、概ね 5 トン未満の船をもって橘湾、西彼及び大村湾の沿岸で操業する。水揚魚種としてはアジ、イワシ、サバ、フグ、タチウオ、タイ類等が多く、平成 29 年の水揚量は約 1.1 万トンである。

## 4　水産業振興対策

(1)　安定した水産資源の管理・回復

ア　水産基盤の総合的･計画的な整備

海域の特性に合わせた漁場の造成、漁業者の利便性等に配慮した漁港施設の整備、効率的・効果

的に運営できる水産種苗生産施設の整備を推進する。

イ　有効な放流事業と適切な水産資源の管理による豊かな里海の再生

藻場の再生など漁場環境の保全・再生を図り、効果的な水産種苗の放流を実施するとともに、適切な資源管理を推進し、豊かな里海の再生を図る。

(2)　やる気・収益性アップの経営体づくり

ア　安定した収益性の高い水産業経営の実現

各地域の実情に合った漁業所得向上の取組みを支援し、漁業の担い手を育成するとともに、生産・流通・販売における水産業者間の連携及び水産物の供給体制を強化することにより、水産業の収益性を高め、経営の安定を図る。

イ　収益性の高い養殖業の振興

付加価値の高い養殖用種苗などの生産技術の開発に取り組むとともに、養殖漁場の環境保全を図り、収益性の高い養殖業の振興を推進する。

ウ　水産物の付加価値を高める水産加工業の振興

加工原料を安定的に確保するための体制づくりを支援するとともに、研究機関や教育機関との連携を図り、長崎らしい水産加工品の開発に対する支援を行うことで、水産加工業の振興を図る。

## 5　水産施設

(1)　水産センター

ア　施設の概要

(ｱ) 場　　所　長崎市牧島町 1619 番地

(ｲ) 開　　設　昭和 49 年 4 月 1 日

(ｳ) 敷地面積　13,256.9㎡

(ｴ) 総事業費　22 億 9,855 万円

(ｵ) 主な施設の整備概要

| 年　度 | 施　設　名 | 規　　模　・　構　　造 |
|---|---|---|
| 昭和 48 | 魚類生産・餌料培養棟 | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 200ｔ×6 面、70ｔ×5 面、80ｔ×1 面他 |
| 昭和 53 | 管　理　・　研　修　棟 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 683.5㎡ |
| 昭和 54 | 海水自動ろ過施設 | 鉄筋コンクリート造　110ｔ／h×2 基 |
| 昭和 56 | 甲　殻　類　生　産　棟 | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 100ｔ×4 面、42ｔ×5 面他 |
| | ア　ワ　ビ　生　産　棟 | 鉄骨造 6ｔ×9 面、3ｔ×3 面、5ｔ×1 面 他 |
| | 取　　水　　施　　設 | 取水桟橋 L=42.3m、W=2.0m、水中ポンプ 15ｋW×1 台、7.5ｋW×2 台 |
| 昭和 61 | 作　業　員　控　室 | 木造 2 階建 108.3㎡ |
| 昭和 62 | ウ　ニ　生　産　水　槽 | ＦＲＰ製 5ｔ×20 面他 |
| | 餌　料　培　養　水　槽 | ＦＲＰ製 60ｔ×6 面、30ｔ×8 面 他 |
| | 調　　餌　　棟 | 鉄骨造調餌施設、冷凍冷蔵庫他 |
| 平成 7 | 浮　　桟　　橋 | ＦＲＰ被覆鋼製（8.0×4.0m）×1 基、連絡橋（15.0×1.6m）×1 基 |
| 平成 8 | ウ　ニ　生　産　棟 | 鉄骨造一部 2 階建　4ｔ×10 面、45ｔ×5 面、恒温培養室 |

| 年　度 | 施　設　名 | 規　　模　・　構　　造 |
|---|---|---|
| 平成 9 | ろ　過　機　械　棟 | 鉄筋コンクリート造 3 階建　360ｔ／h、取水施設：1 式、ボイラー他 |
| 平成 10 | 魚類生産・餌料培養棟 | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造一部 2 階建 75ｔ×8 面、50ｔ×8 面 他 |
| 平成 11 | 親　魚　生　産　棟 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 50ｔ×4 面、4ｔ×3 面 他 |
| | 一　次　ろ　過　施　設 | ＦＲＰ製 120ｔ／h×3 基 |
| | 飼　育　管　理　船 | ＦＲＰ製 4.9ｔ、80 馬力 |
| 他 | 海　　面　　筏 | 魚類：10.0×10.0m×8 台、アワビ：3.0×3.0m×22 面、<br>作業筏：10.0×10.0m×2 台 |

イ　種苗生産計画（市直営）　（令和元年度）

| 項目＼魚種 | マコガレイ | クマエビ | ガ　ザ　ミ | クロアワビ |
|---|---|---|---|---|
| 数量及び規格 | 放流用<br>2.5 万尾<br>全長　30㎜ | 放流用<br>80 万尾<br>全長　30㎜ | 放流用<br>20 万尾<br>甲幅長　10㎜ | 放流用<br>9.8 万個<br>殻長 20 ㎜、24 ㎜ |

（令和元年度）

| 項目＼魚種 | イワガキ | アカガイ |
|---|---|---|
| 数量及び規格 | 養殖用<br>4.5 万個<br>殻長　30㎜ | 放流用<br>2.8 万個<br>殻長　20㎜ |

ウ　種苗生産計画（㈱長崎高島水産センターに委託）　（令和元年度）

| 項目＼魚種 | ヒ　ラ　メ | ト　ラ　フ　グ | シ　マ　ア　ジ |
|---|---|---|---|
| 数量及び規格 | 放流用<br>8.5 万尾<br>全長 50～70㎜ | 養殖用<br>6.0 万尾<br>全長 70㎜ | 養殖用<br>3.0 万尾<br>全長 70㎜ |

エ　水産技術試験研究

水産業における収益向上などを目的とした、水産種苗放流効果調査や養殖用新魚種養殖試験・開発等を行う。

オ　生産試験

(ｱ)　マガキ低コスト養殖・品質向上試験事業

長崎市産マガキの量産化と品質向上を図るため、マガキの天然採苗試験及び干潟域でのマガキのシングルシード（一粒種）養殖試験を行う。

(2)　水産センター高島事業所

ア　施設の概要

(ｱ) 場　　所　長崎市高島町 1156 番地

(ｲ) 開　　設　平成 13 年 4 月 2 日

(ｳ) 敷地面積　14,710.8㎡

(ｴ) 総事業費　8億4,475万円

(ｵ) 主な施設の概要

| 年度 | 施設名 | 規模・構造 |
|---|---|---|
| 平成12 | 稚魚生産棟 | 鉄骨平屋建　1,213.25㎡（直径6m水槽（20t槽）　17面） |
| | 稚魚生産棟 | 軽量鉄骨造平屋建　928.0㎡（直径6m水槽（20t槽）　16面） |
| | 成魚生産棟 | 軽量鉄骨造平屋建　1,120.0㎡（直径8m水槽（40t槽）　12面） |
| | 成魚生産棟 | 鉄骨造平屋建　190.0㎡（直径8m水槽（100ｔ槽）　2面） |
| | ふ化槽棟 | 鉄骨平屋建　456.0㎡（3m×7m水槽（40t槽）　4面）<br>（直径3.5m水槽(20t槽）　4面） |
| | ポンプ室棟 | 鉄骨平屋建　36.0㎡ |
| | その他 | 機械・電気設備等　一式 |
| 平成19 | 魚類生産棟 | 鉄筋コンクリート2階建 362.3㎡（5×6m水槽（60t槽）3面）<br>（直径3.5m槽（20t槽）3面） |
| | 中間育成棟 | 鉄鋼平屋建　498.5㎡（7×7m水槽（40t槽）6面） |
| | 植物プランクトン培養棟 | 鉄鋼平屋建　498.5㎡（7×7m水槽（40t槽）6面） |
| | 貯水機械棟 | 鉄筋コンクリート2階建 146.2㎡ 機械・電気設備等　一式 |

イ　生産計画（㈱長崎高島水産センターに委託）　（令和元年度）

| 区分＼魚種 | ヒラメ | カサゴ | ヒラメ成魚 |
|---|---|---|---|
| 数量及び規格 | 放流用<br>養殖用<br>11.9万尾<br>全長70～100㎜ | 放流用<br>1万尾<br>全長50㎜ | 活　魚<br>1万尾<br>体重 1kg |

(3)　長崎市クルマエビ幼稚仔保育場

ア　施設の概要

(ｱ) 場　　所　　長崎市飯香浦町地先

(ｲ) 開　　設　　昭和52年4月1日

(ｳ) 干潟面積　　4,877㎡

(ｴ) 総事業費　　3億4,999万円

(ｵ) エビ類等の中間育成試験

# ながさきの「食」推進

長崎市内の各地域には、豊かな自然や独特の歴史・文化に育まれてきた食材が数多く存在するとともに、和・華・蘭文化をはじめ多種多彩な食文化が根付いている。

そこで、様々な関係団体と連携を図りながら、多くの方に、ながさきの「食」の魅力を伝え、消費拡大を図ることで、第１次産業をはじめとした、ながさきの「食」に携わる産業の活性化を図る。

## １　主な事業の概要

(1)　地元農水産物の消費拡大の推進

「長崎の魚」、「長崎和牛・出島ばらいろ」をはじめとする農水産物について、関係者と連携しながら市内外での消費拡大を図るとともに、「ながさき実り・恵みの感謝祭」の開催、農水産物直売所のＰＲなどにより、地産地消の推進を図る。

(2)　長崎ならではの食材や食文化の魅力発信

インターネットやＳＮＳを活用し、「長崎の魚」、「長崎和牛・出島ばらいろ」を中心とした農水産物やイベント情報等を発信するとともに、食に関わる様々な関係団体と連携し、長崎独自の食や食文化の魅力を発信する。

(3)　食育体験の推進

「食卓の日」の推進、ツーリズム体験などの食育体験を通じ、食に対する意識の醸成を図る。

## ２　重点的な取り組み

(1)　「長崎の魚」の魅力発信と消費拡大

長崎は全国２位の漁獲高を有し、魚種の多さでは全国１位といわれている。春夏秋冬それぞれに旬の魚がある“長崎ならではの強み”を活かし、「長崎の魚」（鯨を含む）の認知度向上を図るとともに、観光客に対して旬の魚料理やトラフグ、新・ご当地グルメ（「長崎そっぷ」、「サバサンド」、「ド・ロさま海鮮パスタ」）による「食のおもてなし」を実施し、また、市民に対しても子供の成長段階に合わせた魚食普及を行い、「長崎の魚」の消費拡大を図る。

(2)　「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド強化

平成 24 年度開催の「全国和牛能力共進会」において内閣総理大臣賞を受賞し、日本一の称号を手にした「長崎和牛」の中で、長崎市内の肥育牛農家のみで生産される「長崎和牛・出島ばらいろ」について、取扱い店舗の定着化及び観光客を対象とした情報発信の強化を図ることにより、高級感と歴史性、希少性を売りにした地域ブランドとして、知名度向上と消費拡大を図り、生産者の経営安定につなげる。

# 農　　業

本市の農業は、都市をとりまく都市近郊型農業で多岐にわたる品目が生産されており、総農家は、平成17年（2005年農林業センサス（3,625戸））と10年後の平成27年（2015年農林業センサス（2,947戸））とを比較すると、678戸（18.7%）減少している。また市町村合併により、農業地域は増加したものの、全体的には、経営規模の小さい農家が多く、社会情勢の変化に伴う農業従事者の高齢化、担い手の不足により、農家戸数が減少している。

## 1　規　　模

(1)　農家戸数

| 区　　分 | | 総　数 | 主副業別販売農家　※2 | | | | 自給的農家 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | 主業農家 | 準主業農家 | 副業的農家 | |
| 長崎市全体 | 戸数(戸) | 2,947 | 1,215 | 358 | 261 | 596 | 1,732 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 41.2 | 12.1 | 8.9 | 20.2 | 58.8 |

※1　2015年農林業センサスによる。

※2　主業農家　：農業収入 〉農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
準主業農家：農業収入〈 農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

(2)　経営耕地面積

| 区　　分 | | 計 | 田 | 畑 | 樹　園　地 |
|---|---|---|---|---|---|
| 長 崎 市 全 体 | 面　積(ha) | 850 | 143 | 227 | 480 |
| | 構成比(%) | 100.0 | 16.8 | 26.7 | 56.5 |

※ 2015年農林業センサスによる。自給的農家を除く販売農家のみ。

(3)　主要作物の生産状況

主な果樹の生産状況

| | 平成22年<br>(2010年) | 平成27年<br>(2015年) | 伸び率 |
|---|---|---|---|
| | 作付農家数 | 作付農家数 | 作付農家数 |
| び　　わ | 644経営体 | 577経営体 | 89.6% |
| み　か　ん | 463経営体 | 360経営体 | 77.8% |
| も　　も | 57経営体 | 34経営体 | 59.6% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 果樹全般<br>栽培面積 | 546ha | 435ha | 79.7% |

資料：農林業センサス

普通作物の生産状況

| | 平成 22 年 (2010 年) | | 平成 27 年 (2015 年) | | 伸び率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作付面積 (ha) | 生産量 (ｔ) | 作付面積 (ha) | 生産量 (ｔ) | 作付面積 (%) | 生産量 (%) |
| 米 | 182 | 786 | 167 | 777 | 91.8 | 98.9 |

資料：農林業センサス

かんしょの生産状況

| | 平成 22 年 (2010 年) | | 平成 27 年 (2015 年) | | 伸び率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (経営体) | 栽培面積 (ha) | 作付農家数 (%) | 栽培面積 (%) |
| かんしょ | 196 | 9 | 101 | 5 | 51.5 | 55.6 |

資料：農林業センサス

野菜の生産状況

| | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 27 年 (2015 年) | 伸び率 |
|---|---|---|---|
| | 作付農家数 (経営体) | 作付農家数 (経営体) | 作付農家数 (%) |
| いちご | 117 | 87 | 74.4 |
| ばれいしょ | 284 | 146 | 51.4 |
| ほうれんそう | 292 | 187 | 64.0 |
| ねぎ | 248 | 131 | 52.8 |
| たまねぎ | 247 | 185 | 74.9 |
| すいか | 85 | 49 | 57.6 |
| アスパラガス | 44 | － | － |
| トマト | 131 | 92 | 70.2 |
| さといも | 241 | 135 | 56.0 |
| きゅうり | 235 | 144 | 61.3 |
| なす | 198 | 135 | 68.2 |
| にんじん | 127 | 64 | 50.4 |

資料：農林業センサス

花きの生産状況

| | 平成 22 年<br>(2010 年) | | 平成 27 年<br>(2015 年) | | 伸び率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 作付農家数<br>(経営体) | 作付面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(経営体) | 作付面積<br>(ha) | 作付農家数<br>(%) | 作付面積<br>(%) |
| 【切り花】<br>主な品目<br>キク<br>トルコギキョウ<br>ユリ<br>水仙 | 234 | 74 | 206 | 58 | 88.0 | 78.4 |

資料：農林業センサス

畜産の生産状況

| | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 飼　養<br>戸　数 | 飼　養<br>頭羽数 | 飼　養<br>戸　数 | 飼　養<br>頭羽数 | 飼　養<br>戸　数 | 飼　養<br>頭羽数 |
| 肉　用　牛 | 22 戸 | 3,552 頭 | 22 戸 | 3,586 頭 | 21 戸 | 3,596 頭 |
| 乳　用　牛 | 1 戸 | 54 頭 | 1 戸 | 65 頭 | 1 戸 | 43 頭 |
| 豚 | 4 戸 | 3,884 頭 | 4 戸 | 3,604 頭 | 4 戸 | 3,559 頭 |
| 鶏　　卵 | 2 戸 | 6,500 羽 | 2 戸 | 6,000 羽 | 2 戸 | 6,500 羽 |
| ブロイラー | 3 戸 | 369,600 羽 | 3 戸 | 374,600 羽 | 3 戸 | 370,000 羽 |

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ

## ２　農産物販売金額

### 農産物販売金額（ＪＡ・市場・直売所等）の推移

（単位：千円）

| 調査先／区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 伸び率 H27→H28 | 平成29年度 | 伸び率 H28→H29 | 平成30年度 | 伸び率 H29→H30 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農産物販売額 | 5,576,002 | 5,233,076 | 93.8% | 5,534,071 | 105.8% | 5,400,809 | 97.6% | |
| 長崎市中央卸売市場 | 695,618 | 586,463 | 84.3% | 651,758 | 111.1% | 595,475 | 91.4% | |
| 野菜 | 228,512 | 197,681 | 86.5% | 178,207 | 90.1% | 285,621 | 160.3% | |
| 果実 | 467,106 | 388,782 | 83.2% | 473,551 | 121.8% | 309,854 | 65.4% | |
| 農協系統（農産物） | 1,873,291 | 1,604,826 | 85.7% | 2,039,139 | 127.1% | 1,820,212 | 89.3% | |
| 果実類 | 912,322 | 626,292 | 68.6% | 1,096,556 | 175.1% | 869,524 | 79.3% | |
| 温州みかん | 147,087 | 138,546 | 94.2% | 167,881 | 121.2% | 150,283 | 89.5% | |
| ハウスみかん | 0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | |
| 露地びわ | 403,966 | 63,748 | 15.8% | 521,459 | 818.0% | 336,982 | 64.6% | 長崎西彼農協 |
| ハウスびわ | 244,936 | 317,792 | 129.7% | 291,482 | 91.7% | 271,140 | 93.0% | |
| ハウスもも | 26,394 | 22,656 | 85.8% | 20,460 | 90.3% | 17,670 | 86.4% | |
| その他果実 | 89,939 | 83,550 | 92.9% | 95,274 | 114.0% | 93,449 | 98.1% | デコポン、ぶどう等 |
| 野菜類 | 690,814 | 738,689 | 106.9% | 719,274 | 97.4% | 706,673 | 98.2% | |
| いちご | 488,055 | 562,418 | 115.2% | 548,672 | 97.6% | 565,591 | 103.1% | |
| アスパラガス | 82,391 | 72,114 | 87.5% | 71,437 | 99.1% | 76,467 | 107.0% | |
| トマト | 47,407 | 41,862 | 88.3% | 49,803 | 119.0% | 52,362 | 105.1% | |
| その他野菜 | 72,961 | 62,295 | 85.4% | 49,362 | 79.2% | 12,253 | 24.8% | 生姜、馬鈴薯、すいか、かぼちゃ等 |
| 花き類 | 270,155 | 239,845 | 88.8% | 223,309 | 93.1% | 244,015 | 109.3% | |
| 農協系統（畜産物） | 2,396,995 | 2,458,415 | 102.6% | 2,266,073 | 92.2% | 2,436,439 | 107.5% | |
| 肉用牛の部 | 2,309,451 | 2,380,825 | 103.1% | 2,093,961 | 88.0% | 2,264,563 | 108.1% | ●長崎西彼農協<br>●開拓ながさき農協 |
| 子牛 | 0 | 0 | — | 88,861 | — | 90,405 | 101.7% | |
| 乳用牛の部 | 40,736 | 31,774 | 78.0% | 31,015 | 97.6% | 33,588 | 108.3% | ながさき県酪農協 |
| 豚 | 46,808 | 45,816 | 97.9% | 52,236 | 114.0% | 47,883 | 91.7% | 長崎西彼農協 |
| 農協系統直売所 | 407,067 | 392,248 | 96.4% | 396,490 | 101.1% | 386,179 | 97.4% | |
| 果実類 | 69,417 | 65,066 | 93.7% | 74,161 | 114.0% | 79,865 | 107.7% | ●びわっちファーム<br>●東長崎ふれあい市（東長崎・日見・新大工・大浦・住吉）<br>●夕陽が丘そとめ |
| 葉菜類 | 50,150 | 49,848 | 99.4% | 51,210 | 102.7% | 42,816 | 83.6% | |
| 果菜類 | 50,717 | 51,361 | 101.3% | 50,896 | 99.1% | 53,410 | 104.9% | |
| 豆類 | 11,076 | 10,477 | 94.6% | 10,573 | 100.9% | 10,700 | 101.2% | |
| 根菜類 | 27,276 | 26,268 | 96.3% | 28,525 | 108.6% | 24,017 | 84.2% | |
| いも類 | 19,062 | 15,990 | 83.9% | 15,893 | 99.4% | 14,405 | 90.6% | |
| 穀類 | 4,047 | 4,224 | 104.4% | 3,558 | 84.2% | 3,155 | 88.7% | |
| 花卉類 | 147,912 | 144,492 | 97.7% | 137,901 | 95.4% | 135,526 | 98.3% | |
| 林産物類 | 15,434 | 12,978 | 84.1% | 12,719 | 98.0% | 11,744 | 92.3% | |
| たまご類 | 11,976 | 11,544 | 96.4% | 11,054 | 95.8% | 10,541 | 95.4% | |
| 長崎花市場 | 203,031 | 191,124 | 94.1% | 180,611 | 94.5% | 162,504 | 90.0% | |

※長崎市中央卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は税抜き（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。

## 3　農業振興対策

(1)　果　　樹

ア　日本一のびわ産地の継続と更なる発展をめざし、大玉で食味に優れる優良品種「なつたより」の導入を推進している。また、作業の省力化及び安定的な生産と収益を得るため、果樹共済加入、簡易ハウス導入、園地の整備及びハウス施設化を推進する。

イ　みかんは、透湿性被覆資材（マルチ資材）の導入、優良品種への転換による高品質果実生産を推進するとともに、中晩柑等の優良品種導入や「ゆうこう」等歴史のある果実の消費拡大や加工品開発に向けた取組みを促し、生産地域の活性化を図る。

(2)　野　　菜

ア　いちご、軟弱野菜（ねぎ、ほうれんそう等）、アスパラガス、ミニトマト、すいかを中心とした特産的野菜の生産振興と流通の改善を図るとともに、一部地域で生産されている伝統野菜の活用促進を図る。

イ　都市近郊野菜としての集約的な栽培と産地化を確立するとともに、地産地消を定着させるために農産物直売所をはじめ地元市場へ、計画的な野菜の生産、出荷を促す。

(3)　畜　　産

ア　安全で良質な畜産物を安定的に供給するため、自衛防疫体制を強化し、家畜の疾病予防を図る。

イ　家畜糞尿等の適正な処理の指導などを行い、環境と調和した畜産業の振興を図る。

ウ　「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド力強化を図る。

(4)　花き、花木（植木を含む）

ア　生産組織の活動強化と生産と流通の合理化をすすめ、花き産地の基盤強化を図る。

イ　コスト低減のための施設の省力化、自動化を推進し、栽培技術の向上を図る。

ウ　組織化により共販体制の確立を促進するとともに、情報化の進展に対応した販路の検討を進める。

## 4　土地基盤整備

(1)　農道の整備

長崎市内の農道整備については、事業振興に不可欠な基盤施設として、適正に維持管理を行っている。

なお、支線的な農道整備については、長崎市の助成事業としてコンクリート等の材料支給を行い舗装等の整備を促進している。

管内の農道開設状況　　（平成 31 年 3 月末）

| 区　分 | 路　線　数 | 延長（m） | 舗装延長（m） | 舗装率 |
|---|---|---|---|---|
| 市管理農道 | 256 | 123,231 | 111,826 | 91% |
| 簡易農道 | 517 | 112,582 | 100,855 | 90% |
| 計 | 773 | 235,813 | 212,681 | 90% |

## 5　市民農園

遊休農地の有効活用並びに都市住民の農業体験による心身のリフレッシュ及び農業への理解等を図ることを目的として市民農園を開設した。

| 区　　分 | 平　山　農　園 | 三　重　農　園 | 高　島　農　園 | 琴海赤水ふれあい農園 |
|---|---|---|---|---|
| 開設年度 | 昭和52年4月 | 平成13年4月 | 昭和58年4月 | 平成17年4月 |
| 区画数 | 373 | 213 | 158 | 95 |
| 1区画面積 | 約20m² | 約30m² | 約30m²(特別区画有) | 約30m² |
| 年間利用料 | 1区画　3,000円 | 1区画　5,000円 | 1区画　200円 | 1区画　5,000円 |

## 6　長崎市農業センター

(1)　事業の目的

農業従事者の高齢化や担い手不足の解消を図るため、労力支援となる農業ヘルパーの育成のための農業研修を開催し、農業の担い手の育成・確保を促進するとともに保育園・小学校などから農作業の体験学習を受け入れるなど、農業や地産地消への関心を高めることにより、本市農業の活性化を目指している。

(2)　施設の場所

長崎市戸石町34番地2　ＴＥＬ　095-830-1124

ＦＡＸ　095-830-1124

(3)　施設の概要

敷地面積　約1.8ha

| 内　　訳 | 規　　模 |
|---|---|
| 野菜栽培研修圃場 | ビニールハウス　500m²、露地 2,400m² |
| 事務室 | 事務室　54m² |
| 室内研修室 | 研修室①184m²、研修室②138m² |

(4)　農業センターの主な事業内容

ア　農業ヘルパー研修会の開催（平成30年度までの研修会修了生360名）

イ　農業ヘルパー無料職業紹介業務

ウ　長崎伝統野菜の栽培

エ　小型耕運機・破砕機貸出し業務

オ　農作業体験学習の実施

## 7　長崎市植木センター

植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、平成16年度に開設した。

(1)　所 在 地：長崎市松原町2624番地1

(2)　開館時間：午前9時～午後5時

(3)　休 館 日：毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

(4)　会議施設：研修室 1、研修室 2

(5)　管理運営

指定管理者：農事組合法人古賀植木園芸組合（平成 29～令和 4 年度）

## 8　長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上を図るため、平成 18 年度に開設した。

(1)　供用開始

平成 18 年 4 月 1 日

(2)　所在地

長崎市東出津町 149-2

(3)　施設の概要

| | |
|---|---|
| 敷地面積 | 6711.72 ㎡ |
| 物産販売所 | 207.7 ㎡ |
| レストラン | 138.8 ㎡　58 席 |
| トイレ | 33.9 ㎡ |
| 事務室等 | 85.1 ㎡ |
| テイクアウト館 | 18.9 ㎡ |
| 駐車場 | 110 台(県整備分含む) |

(4)　管理運営

指定管理者：そとめ「農」と「食」の架け橋（平成 27～令和元年度）

## 9　有害鳥獣対策（専門業者による被害相談等への対応）

(1)　事業の目的

有害鳥獣による被害は農業被害のみならず生活環境にまで及んでおり、市民からの被害相談が絶えない状況にあるとともに人的被害も懸念されていることから、イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農業及び生活環境への被害対策として、受託者の専門的な知識を生かした業務を行うことにより、迅速・的確に鳥獣被害の軽減を図ることを目的とする。

(2)　施設の場所

長崎市有害鳥獣相談センター

長崎市四杖町 2671－31（あぐりの丘内）

ＴＥＬ・ＦＡＸ　095-841-0477（電話等対応時間　平日８：45～17：30）

受託業者：合同会社　ながさき夢ファーム（平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）

(3)業務内容

①　有害鳥獣による被害相談受付及び被害状況等調査並びに対策業務

② 地域ぐるみによる有害鳥獣対策への対応業務

③ 有害鳥獣侵入防止柵等設置事業等の現地調査業務

④ 発注者が実施する貸与事業に係る貸与資材の受け渡し業務

⑤ 捕獲技術向上のためのコンサルティング業務

⑥ 農業者等が捕獲した有害鳥獣の止め刺し及び回収処分業務

⑦ 有害鳥獣による農作物被害調査のデータ整理及び被害マップの作成業務

⑧ 猟友会並びに長崎市有害鳥獣対策協議会との連携　など

# 林　　業

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の維持・向上に大きく貢献している。

本市における森林面積は、21,796a で森林率 53.7%を占めており、国有林 1,022ha、民有林 20,774ha となっている。民有林の林種別面積は、天然林(自然林)11,849ha、ヒノキ、スギを主体とした人工林 7,339ha、竹林及び無立木地 1,586ha となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい経営状況にあるため、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念されている。

長崎市の森林については、地形的に傾斜地が多く、土壌の肥沃度が低いことに加え、森林の所有形態が小規模で点在しているなど必ずしも生産性が高いと言えない状況にある。

このようなことから、将来にわたり、森林の持つ公益的機能を発揮するため、長崎市の森林整備の方向性として、市有林の人工林については、一部の生産性に優れた地区を除き、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしており、個人や団体、企業所有林等についても、生産性に優れた地域や林業経営意欲の高い経営体を除き、自然条件を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進する必要がある。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、平成 26 年 10 月 17 日に木材の利用の促進の意義や基本的事項を定める「長崎市公共建築物等木材利用促進方針」を策定し、木造率の低い公共建築物等に木材を積極的に利用することで、木材の需要拡大を図り、森林整備を促進することとしている。

更に、森林レクリエーションの場の提供に対する期待の高まりにより、市民ふれあいの森(長崎市民の森など 5 地区)を整備し、市民の保健休養の場所として提供している。

## 1　民有林の現況

(1)　所有形態別森林面積

単位：ha

| 公有林 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市営林 | その他市有地 | 県営林,県有地 | 財産区有林 | 学　校　林 | 計 | |
| 1,589 | 247 | 1,034 | 17 | 29 | 2,915 | |
| 私有林 | | | | | | 総　　計 |
| 団体･集落･社寺等 | 会　　社 | 林業公社 | 独法)森林総合研究所 | 個　人 | 計 | |
| 2,059 | 1,267 | 1,208 | 256 | 13,070 | 17,859 | 20,774 |

※平成 29 年度長崎県の森林・林業統計（平成 30 年 9 月刊行）

数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。

(2)　林種別森林面積

単位：ha

| 人　工　林 | | 天　然　林 | 竹 | 無立木地 | 総　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 針葉樹 | 広葉樹 | | | | |
| 7,258 | 81 | 11,849 | 757 | 829 | 20,774 |

※平成 29 年度長崎県の森林・林業統計（平成 30 年 9 月刊行）

## ２　林業振興対策

(1)　市有林野の管理

長崎市が直接管理する森林については、集約化実施計画や今後、随時策定する森林経営計画に基づき、木材の生産性に優れた地区については、育成単層林として整備するなど森林資源の循環利用を図ることとし、地形的条件等不利な地区については、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしている。

また、市有林の保育作業等で発生する間伐材等については、木材市場等への出荷のほか、長崎市独自に有効利用や地域材のＰＲを図るため、間伐材加工所を設置し、板材等への製材やフラワーポット、バンコ椅子等の加工品の製作を行い、市施設や自治会等公共的団体への無償提供及び貸出し、一般市民等への販売を実施している。

なお、市有林の保護監視については、山林監視員 18 名に委嘱し、土地、立木竹、境界等の巡視を行なっている。

(2)　私有林の振興

民有林のうち、17,859 ha（86%）は私有林であり、長崎南部森林組合長崎支所等関係機関と連携し、森林経営計画を樹立し、計画的な間伐等の保育管理等が実施できるよう協力・支援を行っている。

(3)　林業の担い手対策

林業従事者の高齢化や後継者不足の中、林業の担い手を確保するため、その担い手の労働安全や福利厚生等の対策を講じることにより林業労働力を安定的に確保し、林業の振興を図る観点から林業の担い手である長崎南部森林組合の基幹作業員に対し、福利厚生事業の支援を行っている。

(4)　特用林産物の振興

本市における特用林産物としては、たけのこ及び生しいたけが県から主要作物の指定を受けており、これらの生産性の向上を図るため、竹林改良や施設整備を実施するとともに、加工技術や流通の改善を促進する。

(5)　林道・作業道の整備

林業経営、森林整備の基盤である林道・作業道は、植林、間伐等の保育管理の推進及び戦後植林された人工林資源が利用可能な段階にあることから、間伐材等の搬出道としても必要であるので、開設、改良及び舗装等を実施している。

(6)　森林レクリエーション施設

市民の憩いの場を提供するために「市民ふれあいの森」として、長崎市民の森、日見金比羅の森、三ツ山の森、岩屋山の森、戸石金比羅の森の 5 地区を設定し、施設整備や森林整備を実施している。

この森は、森林資源の整備・充実と、保健休養の場を提供するもので、中でも施設整備が最も進んでいる「長崎市民の森」は、眺望がよく市街地から近いことから、多くの市民に利用されている。

また、長崎市民の森内にある「体験の森」は、森林体験館や宿泊施設の充実、森林や広場の整備、林内歩道の開設等の充実を図っている。さらに施設の有効利用、森林への理解を深めてもらうため、指定管理者により、親子体験型の自然体験学習等を通して、市民に自然と親しむ機会を提供している。

## ３　長崎市いこいの里「あぐりの丘」

(1)　施設の名称　　長崎市いこいの里　あぐりの丘

(2)　施設の所在地　　長崎市牧野町、四杖町、相川町、鳴見町

(3)　総敷地面積　　約 50 ヘクタール

(4)　開　　園　　平成 10 年 7 月 18 日

(5)　年間入場者数　　309,142 人（平成 30 年度実績）

(6)　事業目的　　ア　長崎市の地形的制約から不足がちであった公共的憩いの場を時代のニーズに対応して、遊休公有地を利用し広く市民及び県民に提供する。

イ　土に親しむ機会、自然を満喫する機会が少ない人々に、自然に親しむことや動物とのふれあいを通して、人と自然のつながりを思い出し体感する場を提供する。

ウ　体験学習や家族ぐるみでレクリエーションなどを行うことにより、新たな発想や賑わいが生まれるような交流の場を提供する。

(7)　主な施設内容

| エリア名 | 施設名 |
|---|---|
| 門のエリア | 入口ゲート、売店、管理センターなど |
| 街のエリア | 料理体験教室、売店、飲食店など |
| 憩のエリア | ふれあい動物広場、ちびっこ広場、親水広場など |
| 村のエリア | 飯ごう炊さん体験施設、乗馬場など |
| 畑のエリア | 農園、花畑、ばら園、ばらハウスなど |